

港湾労働者を雇用する事業主の皆さまへ

# 港湾労働法のあらまし

正しい雇用で明るい港湾



(写真提供:名古屋港管理組合)

愛知労働局・名古屋南公共職業安定所 港湾労働課  
一般財団法人 港湾労働安定協会名古屋支部 (名古屋港湾労働者雇用安定センター)

～ 目 次 ～

I	港湾労働法の目的	1
II	港湾労働法の適用範囲	2
	1 法の適用の対象となる港湾	2
	2 法の適用の対象となる港湾運送	2
	■ 法の適用を受けない港湾運送の行為	4
	■ 港湾倉庫について	5
	3 法の適用を受ける港湾労働者	6
	■ 法の適用を受ける港湾運送の行為（図解）	7
III	港湾雇用安定等計画	8
IV	港湾労働者の雇用の改善等	8
	1 関係者の責務	8
	2 雇用管理者等	9
	3 港湾労働者の雇用の届出等	11
	4 日雇労働者の雇用	14
	5 事業主の報告	15
V	港湾労働者派遣事業	16
VI	港湾労働者雇用安定センター	21
VII	その他	22

〈参考資料〉

(参考1)	名古屋港の水域及び指定区域図	23
(参考2)	港湾労働法関係届出・報告一覧	24
(参考3)	関係法令等	26
	○ 港湾労働法	26
	○ 港湾労働法施行令	37
	○ 港湾労働法施行規則	38
	○ 港湾労働法施行令第二条第三号の規定に基づく 厚生労働大臣が指定する区域(抄)	47
	○ 港湾労働法第十四条第一項第二号イの厚生労働大臣が定める基準	48
	○ 港湾労働法第十四条第一項第二号ロの厚生労働大臣が定める日数	49
	○ 港湾労働法第二十五条第二項の規定に基づく厚生労働大臣が定める基準	49
	○ 港湾労働法第二十五条第四項の厚生労働大臣が定める期間	50
	○ 港湾労働法第二十五条第四項の規定に基づく厚生労働大臣が定める資格	50
	○ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の 保護等に関する法律(抄)	52
	○ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の 保護等に関する法律施行令(抄)	53
	○ 港湾運送事業法(抄)	54
	○ 港湾運送事業法施行規則(抄)	55
	○ 倉庫業法(抄)	55
	○ 港湾雇用安定等計画	56

(凡例)この冊子の中で「法」とは、港湾労働法をいいます。

# I 港湾労働法の目的

(目的)

第1条 この法律は、港湾労働者の雇用の改善、能力の開発及び向上等に関する措置を講ずることにより、港湾運送に必要な労働力の確保に資するとともに、港湾労働者の雇用の安定その他の港湾労働者の福祉の増進を図ることを目的とする。

## 法の趣旨等

### (1) 港湾労働者の雇用の改善、能力の開発及び向上等

- 「港湾労働者の雇用の改善、能力の開発及び向上等に関する措置」とは、港湾運送の業務に必要な労働力を常用労働者として計画的に採用し、キャリア形成に見合った配置を行うとともに、必要な教育訓練を計画的に行うこと等をいいます。
- このことは、港湾における荷役革新の急速な進展等の状況の下で、港湾運送に必要な良質な労働力を安定的に確保し、港湾労働者の雇用の安定その他福祉の増進を図るためには、
  - ① 港湾労働者の雇用の改善を図ること
  - ② 港湾労働者の能力の開発及び向上を図ることが重要な課題となっていることを明らかにしたものです。



### (2) 港湾運送に必要な労働力の確保

- 港湾労働対策を講じる最大の理由は、輸送革新の進展に対応しつつ港湾運送事業の日別の業務量の差（波動性）に対処するために必要とされる良質な労働力を円滑かつ十分に確保することが困難なことによるものです。
- 「港湾運送に必要な労働力を確保する」とは、港湾運送の業務に従事するために必要な技能等を有する労働者を必要な数だけ確保することをいいます。

これは、労働力の質・量の両面に関する必要性を充足することを意味するもので、その不足する労働力を他から導入するとともに、必要労働力の充足が継続的に行われるよう、現にある労働力及び新たに導入する労働力を定着させることを意味します。

### (3) 港湾労働者の雇用の安定その他の港湾労働者の福祉の増進

- 港湾労働の実態において、港湾労働者の雇用の安定その他の港湾労働者の福祉の増進が十分に図られていない面が認められることにかんがみ、港湾労働者の雇用の安定その他の港湾労働者の福祉の増進を図ることを明らかにしたものです。

## Ⅱ 港湾労働法の適用範囲

### 1 法の適用の対象となる港湾

(法第2条第1号関係)

#### (1) 適用港湾

法の適用の対象となる港湾は、港湾における荷役量、港湾労働者の数等を考慮して、国民経済上に占める港湾の重要性及び必要労働力の確保その他港湾労働者の雇用の安定等に関する特別の措置を実施する必要がともに高い港湾として、次の6大港を指定しています。

【適用港湾】 東京港、横浜港、名古屋港、大阪港、神戸港、関門港

#### (2) 適用港湾の水域

適用港湾の水域は、港湾労働法施行令（別表）に定められており、名古屋港については、「港則法施行令（昭和40年政令第219号）に規定する名古屋港の区域」とされています。

\*名古屋港の水域は、「参考1）名古屋港の水域及び指定区域図」（23ページ）のとおりです。

### 2 法の適用の対象となる港湾運送

(法第2条第2号関係)

法の適用の対象となる港湾運送とは、上記1の適用港湾において行う次の行為をいいます。

#### (1) 船内荷役・はしけ運送・沿岸荷役・いかだ運送の行為

港湾運送事業法第2条第1項に規定する港湾運送のうち、船内荷役、はしけ運送、沿岸荷役及びいかだ運送の行為とは、次の行為をいいます。

事業	行為の内容
船内荷役事業	○ 船舶への貨物の積込、又は船舶からの貨物の取卸 *積荷の場合は、岸壁又は「はしけ」内の貨物に本船デリックのフックを掛けた時点から船倉内に積付けるまで、揚荷の場合は、船倉から貨物を取り出し、岸壁又は「はしけ」内に卸しフックを外すまでの作業をいいます。 *500トン未満の船舶からの貨物の取卸し又は船舶への積込みで、この船舶が岸壁、さん橋等に係留され、この船舶の揚貨装置を使用しない場合は「沿岸荷役」に含まれます。
はしけ運送事業	① 貨物の船舶・「はしけ」による運送（一定の航路に就航する旅客船による運送等を除く。） ② 引船による「はしけ」・「いかだ」のえい航





事業	行為の内容
沿岸荷役作業	① 船舶・「はしけ」により運送された貨物の上屋、その他の荷さばき場（水面貯木場を除く。）への搬入 ② 船舶・「はしけ」により運送されるべき貨物の荷さばき場からの搬出 ③ これらの貨物の荷さばき場における荷さばき・保管 ④ 貨物の「はしけ」からの取卸・「はしけ」への積込 ＊積荷の場合は、上屋・荷さばき場で貨物を受け取ってから、これを搬出し岸壁の本船舶側でフックをかけられる状態におくまで（「はしけ」の場合は、「はしけ」内に完全に積付けるまで）をいいます。 ＊揚荷の場合は、本船から揚げられた貨物のフックが外されてから（「はしけ」の場合は、「はしけ」内の貨物に沿岸労働者が手をかけたときから）上屋、荷さばき場に搬入・荷さばきするまでの作業範囲をいいます。
いかだ運送事業	① 「いかだ」に組んでする木材の運送 ② 「いかだ」に組んで運送された木材、船舶・「はしけ」により運送された木材の水面貯木場への搬入 ③ 「いかだ」に組んで運送されるべき木材、船舶・「はしけ」により運送されるべき木材の水面貯木場からの搬出 ④ これらの木材の水面貯木場における荷さばき・保管

## (2) 港湾運送に準ずる行為

港湾運送に準ずる行為とは、上記(1)の行為と本質的機能を同じくするとともに、港湾運送の波動性の影響を受ける等労働の態様が港湾運送と類似し、実際に港湾運送との間に労働者の相互の流動がみられる行為である次に掲げる行為であって、他人の需要に応じて行うものをいいます。

事業	行為の内容
港湾運送関連事業	① 船舶に積み込まれた貨物の位置の固定、積載場所の区画 ＊船舶に積み込まれた貨物の移動、荷くずれ等を防止するために行う支持・固縛の行為であって、通常ラッシング又はショアリングと呼ばれているものをいいます。 ② 船積貨物の荷造り若しくは荷直し ＊船内、岸壁又は上屋等の荷さばき場において行われる船積貨物の梱包、袋詰め等の荷造り、荷の詰めかえ、包装の修理等の荷直しの行為をいいます。 ③ 上記(1)の行為に先行し、又は後続する船倉の清掃 ＊船倉(タンクを含む。)の清掃をいいます。船員の居住区域、機関区域、燃料タンク、飲料水タンク等直接港湾運送事業の業務と関連のない区域の清掃の行為は含まれません。



事業	行為の内容
港湾倉庫 荷 役	<p> <b>《倉庫海側荷役》</b> </p> <p>           ① 船舶・はしけ・いかだに組んで運送された貨物の港湾倉庫への搬入            ＊「港湾倉庫」については、5ページを参照してください。            ＊単に港湾倉庫に運び入れる作業だけでなく、港湾倉庫に「はいつける」作業まで含まれます。         </p> <p>           ② 船舶・はしけ・いかだに組んで運送されるべき貨物の港湾倉庫からの搬出            ＊単に港湾倉庫から運び出す作業だけでなく、港湾倉庫で「はいくずす」作業まで含まれます。            ＊冷蔵倉庫については、冷蔵倉庫に附属する荷さばき場(冷蔵倉庫のプラットホーム等冷蔵室における作業に従事する労働者がその作業の一環として従事する場所をいう。以下同じ。)と冷蔵室との間における荷役作業及び冷蔵室における荷さばきの作業に限り、法を適用しません。            いわゆる水切りをした貨物をプラットホームに搬入する作業、冷蔵室外における荷さばき等それ以外の作業については、法の適用があります。         </p> <p>           ③ 貨物の港湾倉庫における荷さばき            ＊「荷さばき」とは、はい替え、仕訳け(特殊仕訳けを除く。)、看貫及び庫移しの作業を指します。            ＊港湾倉庫以外の倉庫に係る寄託契約による貨物についての「はしけ」への積み込み又は「はしけ」からの取卸し(いわゆる水切り作業)については、当該倉庫に係る倉庫荷役として取り扱います。         </p> <p> <b>《倉庫山側荷役》</b> </p> <p>           ① 車両等により運送された貨物の港湾倉庫・上屋・荷さばき場への搬入            ＊単に港湾倉庫又は上屋その他の荷さばき場に運び入れる作業だけでなく、「はいつける」作業まで含まれます。         </p> <p>           ② 車両等により運送されるべき貨物の港湾倉庫・上屋・荷さばき場からの搬出            ＊単に港湾倉庫又は上屋その他の荷さばき場から運び出す作業だけでなく、「はいくずす」作業まで含まれます。            ＊冷蔵倉庫に係る倉庫山側荷役については、倉庫海側荷役と同様です。            ＊「車両等」とは、道路運送車両法第2条第1項に規定する道路運送車両若しくは鉄道(軌道を含む。)をいいます。         </p>

## ■ 法の適用を受けない港湾運送の行為

- ① 港湾運送事業法上の「港湾運送」の行為のうち、次の行為は法の適用はありません。
- 検数(船積貨物についての個数の計算、受渡の証明を行う事業)
  - 鑑定(船積貨物の積付けに関する証明、調査・鑑定を行う事業)
  - 検量(船積貨物の容積、重量の計算、証明を行う事業)
  - 荷主又は船舶運航事業者の委託を受けて行う、貨物の港湾における船舶から(～)の受取若しくは引渡の行為

- ② 港湾運送事業法上の「港湾運送関連事業」の行為のうち、次の行為は法の適用はありません。
- 事務所、住宅、興行場、駐車場、遊園地等における盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務
  - 人若しくは車両の雑踏する場所又はこれらの通行に危険のある場所における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務
  - 運搬中の現金、貴金属、美術品等に係る盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務
  - 人の身体に対する危害の発生を、その周辺において警戒し、防止する業務
- ③ このほか、港湾において船内荷役、沿岸荷役、はしけ運送、いかだ運送に該当する行為であっても、「他人の需要に応じて行う行為」でない場合は、法の適用はありません。
- \*「他人の需要に応じて行う行為」でない場合は、例えば、生産会社が自己の事業の用に供する原材料・生製品の積卸を自己の労働者を使用して行う場合などをいいます。

## ■ 港湾倉庫について

法の適用の対象となる「港湾倉庫」とは、次の①から③のすべてに該当するものをいいます。

- ① 厚生労働大臣が指定した区域内にある倉庫であること。
- ② 船舶、「はしけ」、「いかだ」に組んで運送される貨物を取り扱う倉庫であること。
- ③ ②の貨物の入出庫量が倉庫全体の入出庫量の10%を超える倉庫であること。

\*①の「指定した区域」について、名古屋港における区域は、「(参考1) 名古屋港の水域及び指定区域図」(23ページ)のとおりです。

\*③の「入出庫量の10%」とは、最近1年間における入出庫高の実績により、次の算式により算定した数値が10を超える倉庫をいいます。

$$\text{算 式} = \frac{\text{海からの入庫量} + \text{海への出庫量}}{\text{総入出庫量}} \times 100$$

(注)「海からの入庫量+海への出庫量」とは、船舶等に組んで運送された貨物の当該倉庫への搬入及び運送されるべき貨物の当該倉庫からの搬出に係る貨物量をいいます。

### (3) 事業主 (法第2条第3号関係)

法の適用の対象となる「事業主」とは、上記(1)、(2)の港湾労働法上の港湾運送を行う事業の事業主をいいます。

港湾運送事業法第3条第1号の「一般港湾運送事業」の事業主も、船内荷役、はしけ運送、沿岸荷役及びいかだ運送のすべてを行う事業の事業主であるので、法にいう「事業主」に含まれます。



## (1) 港湾労働者とは

法の適用を受ける「港湾労働者」とは、上記2の港湾運送の業務に直接従事する労働者（船員職業安定法第6条第1項に規定する船員を除く。）をいいます。

## ■ 港湾労働者の範囲(例示)

業務の種類	区 分	港湾労働者に該当する者
船内荷役	船内基幹労働者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・デッキマン 通常ギャング又はハッチの責任者であり、現場監督の指揮監督を受けて、甲板で船倉の状況を監督しながら、ウィンチマン、ハッチマンを指揮監督して、貨物の積卸作業を安全かつ能率的に進めるための職務を行う労働者</li> <li>・ウィンチマン 本船についている起重機（クレーン）又は巻揚機（ウィンチ）をデッキマンの指揮により運転操作して貨物の積卸作業を行う労働者</li> </ul>
	船内一般労働者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・船倉又は「はしけ」内において、モッコ、ワイヤー、バケット等により貨物の積卸作業を直接行う労働者</li> </ul>
沿岸荷役	ギャング責任者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現場の1個作業班の責任者であり、現場監督の指揮監督を受け、ギャングの作業遂行を指揮監督する組長、世話役等と呼ばれる労働者</li> <li>・ギャング責任者の補佐的職務を行い、作業単位が細分化される場合、その責任者となる小頭、副小頭等と呼ばれる労働者</li> </ul>
	沿岸荷役機械運転手	<ul style="list-style-type: none"> <li>・起重機、巻揚機、フォークリフト等の運転に従事する労働者</li> </ul>
	沿岸一般労働者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水揚げ、横持ち、袋詰め等の沿岸荷役作業に直接従事する労働者</li> </ul>
はしけ運送	はしけ船夫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・はしけ（独航はしけを含む。）に乗り組み、「はしけ」の維持管理、貨物の積卸しのための「はしけ」の準備、積荷の保管等の職務を行う労働者</li> </ul>
	汽艇員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引船、独航はしけに乗り組む労働者で、船員職業安定法第6条第1項に規定する船員以外のもの。この場合、船員法施行規則第4章の規定により船員手帳の交付を受けている者であっても、船員法第1条第2項に規定する引船、独航はしけに乗り組むため、船員職業安定法第6条第1項に規定する船員でない者が存在することに注意すること。</li> </ul>



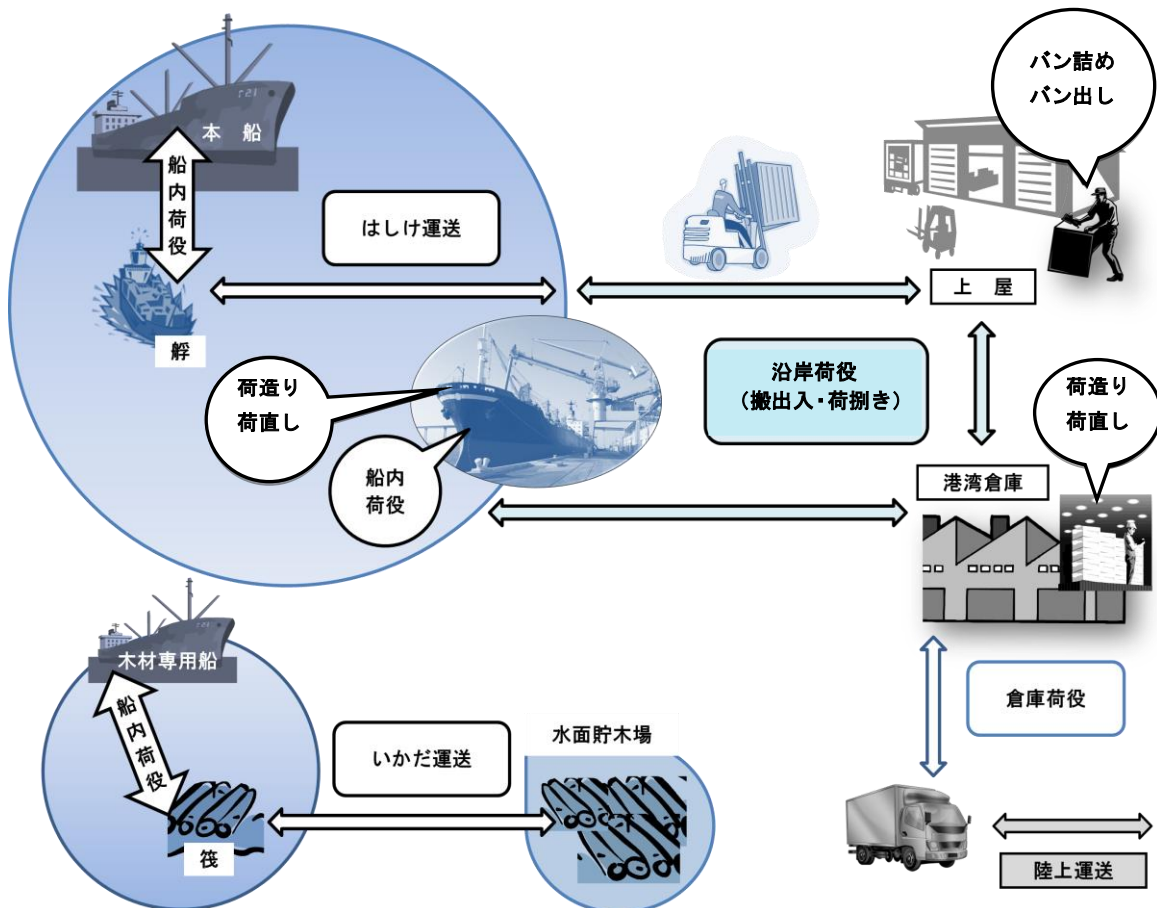
業務の種類	区 分	港湾労働者に該当する者
いかだ運送	いかだ労働者	・現場監督の指揮監督を受けて、「いかだ」の編成、解体、航行中の保守等の作業を直接行う労働者
船舶貨物整備業	基幹労働者	・デッキマン及びウィンチマン（船内基幹労働者に準ずる。）
	一般労働者	・現場監督の指揮監督を受けて、貨物の位置の固定、積載場所の区画、荷造り、荷直し又は船倉の清掃を行う労働者
倉庫荷役		・港湾倉庫における荷役作業を行う労働者

## (2) 港湾労働者とならない者

次に掲げる者は、港湾運送の事業に使用される労働者であっても、法にいう「港湾労働者」には含まれません。

- ① 事務所に使用される事務・技術の職員
- ② 現場職員（作業全般の企画に関する事務、貨物の荷主からの受取り又は荷主への引渡し、荷役機械の保守管理の業務、事務所と作業場との連絡等の業務に従事する労働者）

### ■ 法の適用を受ける港湾運送の行為（図解）



\* 陸上運送以外の行為が、法の適用となります。

## Ⅲ 港湾雇用安定等計画

### (1) 港湾雇用安定等計画の概要

港湾運送に必要な労働力を確保するとともに、港湾労働者の雇用の安定その他の福祉の増進を図るためには、港湾労働者の雇用改善、能力の開発・向上に関し、国が行う措置と事業主及び港湾労働者雇用安定センター（21ページ参照）が行う措置とが、整合的かつ計画的に実施される必要があります。

また、これらの措置との調和の下に、国及び港湾労働者雇用安定センターが行う労働力の需給の調整が適正に実施される必要があることから、厚生労働大臣は、港湾労働者の雇用の安定その他の港湾労働者の福祉の増進に関する港湾雇用安定等計画を策定し、これを公表することとしています。

（56～64ページ参照）

### (2) 計画の内容

港湾雇用安定等計画は、関係審議会等の意見を聴いて、次の事項について定めています。

- ① 労働力の需給の調整の目標に関する事項
- ② 港湾労働者の雇用の改善並びに能力の開発及び向上を促進するための方策に関する事項
- ③ 港湾労働者派遣事業の適正な運営を確保するための方策に関する事項

### (3) 計画期間

港湾雇用安定等計画の計画期間は、中長期的な視点から策定することとしています。

なお、現行の計画は、平成31年3月29日厚生労働省告示第119号で告示されており、令和元年度から令和5年度までを計画期間としています。

## Ⅳ 港湾労働者の雇用の改善等

### 1 関係者の責務

（法第4条、第5条関係）

#### (1) 事業主等の責務（法第4条関係）

ア 事業主は、港湾労働者の募集・雇入れ・配置を計画的に行うこと、その他の港湾労働者の雇用の改善に資する措置を講ずるとともに、必要な能力を付与するための教育訓練を行って、港湾労働者の安定した雇用の確保、その他の港湾労働者の福祉の増進に努めなければならないこととしています。

イ 事業主及びその団体は、港湾労働者の安定した雇用の確保、その他の港湾労働者の福祉の増進に関し、相互に協力するように努めなければならないこととしています。

## (2) 国、地方公共団体等の責務（法第5条関係）

- ア 国及び地方公共団体は、事業主及びその団体の自主的な努力を尊重しつつ、その実情に応じてこれらの者に対し必要な援助を行うこと等により、港湾労働者の雇用の安定、その他の港湾労働者の福祉の増進に努めなければならないこととしています。
- イ 国及び雇用・能力開発機構は、港湾労働者に対し事業主が行う教育訓練の円滑な実施に資するため、必要な職業訓練の効果的な実施について特別の配慮をするものとしています。

## 2 雇用管理者等

（法第6条関係）

### (1) 雇用管理者の選任（法第6条関係）

#### ア 雇用管理者の選任

事業主は、次に掲げる事項を管理させるため、港湾運送の業務を行う事業所ごとに、雇用管理者を選任しなければならないこととしています。

##### (ア) 港湾労働者の募集、雇入れ及び配置

〈具体的な業務〉

- \* 公共職業安定所への求人申込み、直接募集の届出、委託募集の許可の申請等港湾労働者の募集
- \* 港湾労働者の採用計画の策定、港湾労働者の雇用の届出、日雇労働者の雇用の届出、労働条件の明示等港湾労働者の雇入れ
- \* 職業適性検査、職場適応訓練の実施、配置転換等港湾労働者の配置



##### (イ) 港湾労働者の教育訓練

〈具体的な業務〉

- \* 港湾労働者の教育訓練計画の策定、港湾労働者に対する技能実習、その他の職業訓練の実施、職業訓練又は技能検定への港湾労働者の派遣、港湾労働者の技能評価、その他港湾労働者の職業能力の開発及び向上に関すること。

##### (ウ) 港湾労働者の雇用の安定、福祉の増進のために事業主が行う労働時間等の労働環境の改善

##### (エ) 雇用管理に関する勧告を受けた場合、当該勧告に係る公共職業安定所との連絡、雇用管理に関する計画の作成・実施等

#### イ 事業所

選任の単位となる「事業所」とは、事業（営利の目的をもって行われるか否かを問わず、一定の場所において一定の組織の下に有機的に相関連して行われる一体的な経済活動をいう。）を場所的、施設的な面においてとらえたものです。港湾労働者の勤務する場所・施設が次のいずれにも該当するものを事業所としています。

- (ア) 場所的に他の（主たる）事業所から独立していること。
- (イ) 経営（又は業務）単位としてある程度の独立性を有すること。すなわち、人事、経理、経営（又は業務）上の指導監督、労働の態様等において、ある程度の独立性を有すること。
- (ウ) 一定期間継続し、施設としての持続性を有すること。

## ウ 選任の方法等

雇用管理者の選任の方法については、辞令交付による任命、口頭による任命等その方法は事業主に任されています。雇用管理者の資格については、特に定めはありませんが、適正な雇用管理の実効を期するため、社会保険労務士等労働に関する資格を有する者、雇用管理について相当の実務経験を有する者等が望ましいものとしています。

## エ その他

- 港湾労働者派遣事業の許可を受けている事業所においては、派遣元責任者又は派遣先責任者と兼任する者を選任することも差し支えありません。
- 雇用管理者の資質の向上について、事業主は、雇用管理者に対して必要な研修を受けさせる等、雇用管理に関する事項を管理するための知識の習得及び向上を図るように努めなければならないこととしています。

## (2) 雇用管理に関する勧告等（法第7条関係）

### ア 雇用管理に関する勧告

- (ア) 公共職業安定所長は、当該港湾に係る港湾雇用安定等計画に定める事項に照らして、事業主が行う雇用管理について、その改善を図る必要があると認めるときは、当該事業主に対し必要な勧告をすることができることとしています。
- (イ) 公共職業安定所長は、次のいずれかに該当する場合には、事業主に対して雇用管理に関する指導を行うこととしています。
- a 当該事業主の事業所における港湾労働者の入職率・離職率のいずれもが著しく高いとき。
  - b 当該事業主の事業所において行われる技能作業に係る就労延日数のうち、港湾労働者雇用安定センターからの派遣労働者及び日雇労働者の就労延日数の割合が著しく高いとき。
  - c 当該事業主の事業所において行われる港湾運送の業務に係る就労延日数のうち、日雇労働者の就労延日数の割合が著しく高いとき。
  - d 当該事業主の事業所において港湾労働者派遣の役務の提供を受けるに当たって、港湾労働者雇用安定センターに対し、労働者派遣契約の締結についてのあっせんを求めているとき。
- (ウ) 公共職業安定所長は、(イ)に基づく指導を行っても改善が認められないときは、当該事業主に対して、当該事業所における港湾労働者の募集、雇入れ、配置、教育訓練等雇用管理の実施状況を踏まえて計画的に実施する必要がある旨を、書面により勧告します。

### イ 雇用管理に関する計画

雇用管理に関する勧告を受けた事業主は、必要に応じ雇用管理に関する計画を作成することとなります。

事業主が作成する雇用管理に関する計画に定めるべき事項は、次のとおりです。

- 港湾労働者の採用計画
- 港湾労働者の配置、処遇計画
- 港湾労働者の教育訓練計画



## (3) 職業紹介（法第8条関係）

公共職業安定所は、港湾運送の業務に関する職業紹介については、当該港湾に係る港湾雇用安定等計画の定めるところに即して、迅速かつ的確に行うよう努めなければならないものとしています。



#### (1) 港湾労働者の雇用の届出 (法第9条第1項関係)

ア 事業主は、その雇用する労働者を港湾運送の業務に従事させようとするときは、その者の氏名、港湾運送の業務に従事させる期間、その他の事項を、公共職業安定所長に届け出なければなりません（日々又は2か月以内の期間を定めて雇用する「日雇労働者」を除く）。

\* 港湾労働者の雇用の届出を事業主に義務づけているのは、港湾運送に必要な労働力の迅速かつ的確な需給調整を確保するとともに、港湾における日雇労働者の就労に第三者が介入することを排除するために、事業主が日雇労働者として港湾運送の業務に従事させる労働者について公共職業安定所の紹介を受けることを原則としており、その実効を確保するために、公共職業安定所において当該港湾における港湾労働者全体を把握するためのものです。

イ 港湾労働者の雇用の届出は、当該港湾労働者を港湾運送の業務に従事させる前に、「港湾労働者雇用届」（施行規則様式第1号）を管轄公共職業安定所長に提出することによって行ってください。

ウ 常時港湾運送の業務に従事する常用労働者に係る港湾労働者雇用届には、当該常用労働者の写真（届出の前日6か月以内に撮影した縦4cm×横3cmの正面無帽上三分身像で、裏面に氏名を記載したもの）1枚を添えてください。

\* 「常時港湾運送の業務に従事する」とは、港湾運送の業務のみに従事することを意味するものではなく、臨時に他の業務に従事することがあってもその常時性を失われないものであり、「常時港湾運送業務に従事する」か否かの判断は、港湾労働者雇用届の「港湾運送の業務に従事する期間」欄の記載により判断することとしています。

\* この場合の「常用労働者」とは、正社員のほか下表の水色の部分に該当する者をいいます。

エ 港湾労働者雇用届の提出を受けた管轄公共職業安定所長は、必要があると認めるときは、届出に係る労働者が当該事業主に雇用される常用労働者であることを証明するに足りる書類の提出・提示を求めることがあります。常用労働者であるか否かは、雇用保険法、健康保険法、その他の社会保険関係法及び労働基準法の適用等を踏まえて、その雇用の実態に即して判断することとしています。

(参考)

労働・社会保険の適用対象となる労働者等の範囲

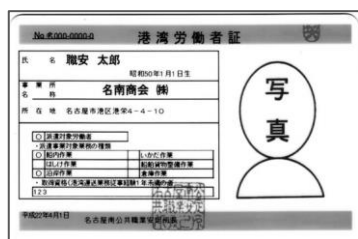
		労災保険	雇用保険	健康・厚生年金保険
パート タイム	所定労働時間が週20時間未満	○	×	×
	所定労働時間が週20時間以上	○	○	×
	労働時間が正社員の4分の3以上	○	○	○
法人の 役員	実質的に労働者としての身分を有する	○	○	○
	労働者としての身分を有しない	×	×	○

\* 雇用保険の適用対象となる条件として、他に31日以上継続して雇用が見込まれること。

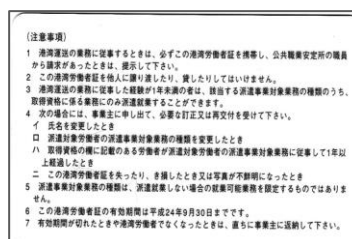
\* 健康・厚生年金保険の適用対象となる条件として、他に臨時に使用される者で、2か月以内の期間を定めて使用される者でないこと等があります。

## (2) 港湾労働者証の交付（法第9条第2項関係）

管轄公共職業安定所長は、港湾労働者の雇用の届出に係る労働者であって常時港湾運送の業務に従事するものに対し、事業主を通じて「港湾労働者証」（施行規則様式第2号）を交付します。



港湾労働者証(表面)



港湾労働者証(裏面)

## (3) 港湾労働者証の改訂

事業主は、次に該当するときは、港湾労働者証を添えて文書でその旨を届出てください。

- ア 港湾労働者証の交付を受けた常用労働者の氏名に変更があったとき。
- イ 港湾労働者証の交付を受けた常用労働者を他の事業所に転勤させて、港湾運送業務に従事させるとき。
- ウ 港湾労働者証の交付を受けた常用労働者を、新たに港湾労働者派遣事業に係る労働者派遣の対象としたとき又は港湾労働者派遣事業に係る労働者派遣の対象から除外したとき。
- エ 港湾労働者証の交付を受けた常用労働者が主として従事する業務に変更があったとき。
- オ 主たる業務への従事経験が1年未満ではあるが、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）において就業制限が行われている業務について、それぞれの業務の就業資格を有することにより派遣対象労働者となった者の主たる業務への従事経験が1年を経過したとき。
- カ 事業所の名称又は所在地に変更があったとき。

## (4) 港湾労働者証の再交付等

港湾労働者証は、次に掲げる場合には、事業主の申請（施行規則様式第3号）に基づき、その再交付又は写真のやり換えを行いますので、必要な申請をしてください。

なお、事業主がその雇用する常用労働者に係る港湾労働者証を亡失し、又は滅失したときも同様に申請が必要です。

- 港湾労働者が港湾労働者証を亡失し、又は滅失したとき。
- 港湾労働者証の写真が本人であることを認め難くなったとき。



名古屋港における「管轄公共職業安定所」は、

名古屋南公共職業安定所（港湾労働課）です。

〒455-0015

名古屋市港区港栄4-4-10 TEL 052-651-5441

E-mail kouwanroudouka@mhlw.go.jp

## (5) 港湾労働者証の有効期間

港湾労働者証の有効期間は、当該港湾労働者証を交付してから2年以上3年未満の間で、公共職業安定所において定めることとしています。

主たる業務に従事して1年未満であるが、厚生労働大臣が定める資格を有することにより港湾労働者派遣事業の派遣対象労働者となっている者の場合は、主たる業務への従事経験が1年を超えると推定される期日を、有効期間満了の日としています。

\* 港湾労働者証の有効期間は裏面に記載してありますので、ご確認のうえ失効しないように十分ご注意ください。

## (6) 港湾労働者証の返納

港湾労働者証の交付を受けた常用労働者が次のいずれかに該当するときは、事業主を通じて管轄公共職業安定所へ港湾労働者証を返納してください。

- 死亡したとき。
- 退職したとき。
- このほか、常時港湾運送の業務に従事する常用労働者でなくなったとき。

## (7) 港湾労働者証の携帯・提示（法第9条第3項関係）

ア 港湾労働者証の交付を受けた労働者は、港湾運送の業務に従事するときは港湾労働者証を携帯し、公共職業安定所の職員から提示を求められたときは、これを提示しなければなりません。

イ 港湾労働者証の紛失を防止するため、常用労働者が港湾労働者証のコピー又はこれと同視し得る証票等を所持している場合には、港湾労働者証の携帯とみなすこととしています。



### 港湾地域のパトロールにご協力をお願いします！

名古屋南公共職業安定所（港湾労働課）では、港湾における雇用秩序を維持するため、随時、港湾地域のパトロールを行っています。このパトロール時には、荷役作業を一時中断していただき、作業に従事している労働者に対して港湾労働者証の提示を求めたり、労働者数を確認させていただくことがありますので、ご協力をお願いします。

また、このパトロールは、必要に応じて労働基準監督署、国土交通省、港湾労使の関係者等と合同で実施することがあります。



港湾においては、コンテナリゼーションを頂点とする輸送革新の著しい進展に伴い、日雇依存率は大きく低下していますが、港湾運送の業務についてはその波動性等の特性により、なお企業外の労働力に依存せざるを得ない状況も残っています。

このため、港湾労働法は、企業外労働力を活用する場合のルールとして、雇用の優先順序を定めています。

### (1) 公共職業安定所紹介の原則 (法第10条第1項関係)

ア 事業主は、公共職業安定所の紹介を受けて雇い入れた者でなければ、日雇労働者として港湾運送の業務に従事させることはできません。ただし、一定の理由に該当する場合には、例外的に直接雇用を行うことができることとしています。

#### 〈例外的に直接雇用できる場合とは〉

- ① 公共職業安定所に日雇労働者に係る求人の申込みをしたが、適格な求職者の紹介を受けられなかった。
- ② 公共職業安定所から日雇労働者の紹介を受けたが、その日雇労働者が正当理由なく港湾運送の業務に就くことを拒み又は当該事業主が正当な理由により当該日雇労働者の雇入れを拒んだ場合で、当該日雇労働者に代わる日雇労働者の紹介を受けられなかった。
- ③ 天災その他やむを得ない理由により緊急に港湾運送の業務を行う必要がある場合に、公共職業安定所に日雇労働者に係る求人の申込みを行ういとまがなかった。
- ④ 天災その他避けることができない事故で、公共職業安定所に求人の申込みをすることができなかった。
- ⑤ 労働争議への不介入のため、公共職業安定所から日雇労働者の紹介を受けることができなかった。
- ⑥ このほか、上記に準ずる理由で、厚生労働大臣が定める場合にも、直接雇用が認められています。

イ 上記アにおいて、「公共職業安定所に日雇労働者に係る求人の申込み」を行うためには、その前提として、当該事業主が、港湾労働者雇用安定センターに対して、当該求人により雇い入れる労働者に従事させようとした業務について、港湾労働者派遣のあっせんを求め又は当該港湾におけるすべての港湾労働者派遣事業の事業主に対して労働者の派遣を求めていることが必要です。

(法第43条)

### (2) 日雇労働者の直接雇用の届出 (法第10条第2項関係)

ア 事業主は、上記(1)に掲げる理由により、公共職業安定所の紹介を受けずに日雇労働者を直接雇い入れようとするときは、就労させる前に「日雇労働者雇用届」(施行規則様式第4号)を管轄公共職業安定所長に提出しなければなりません。ただし、天災その他やむを得ない理由がある場合には、当該理由がやんだ後直ちに(当該日雇労働者を港湾運送の業務に従事させた日中、遅くとも当該日の翌日中)、当該届出を提出してください。



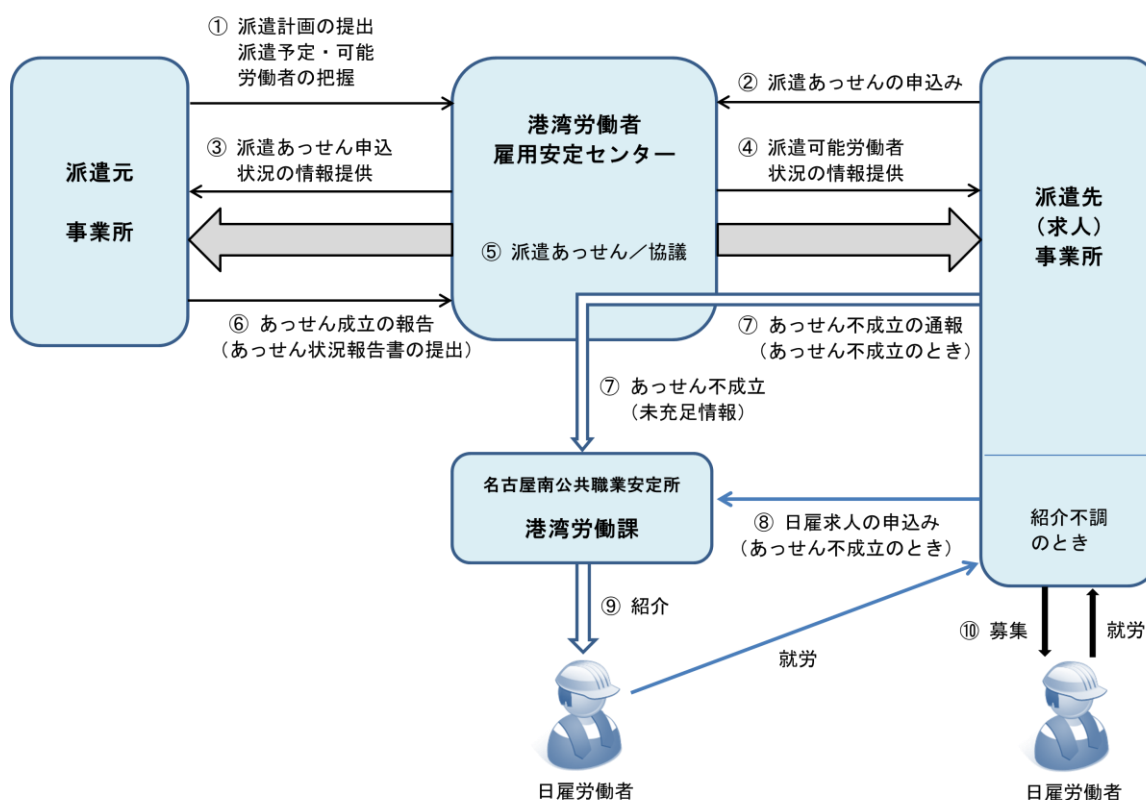
イ 届出の対象となる日雇労働者は、上記(1)に該当して新たに雇い入れた労働者のほか、事業主が陸上運送業、倉庫業等を兼業している場合において、当該事業所の港湾運送の業務以外の部門で雇用されている日雇労働者を港湾運送の業務に転用するときにも、届出が必要となります。

ウ 届出に係る日雇労働者を港湾運送の業務に従事させることができるのは、上記(1)のアに掲げる理由が存する間であり、原則として1日です。

### ■ 港湾作業に従事する労働者を使用する場合の優先順序

- ① 自社の雇用する常用労働者を従事させる。
- ② (①で不足の場合) 他社労働者を派遣により受け入れて従事させる。  
(雇用安定センターの派遣あっせん)
- ③ (②で不足の場合) 安定所紹介による日雇労働者を雇い入れて従事させる。
- ④ (③で不足の場合) 直接雇用による日雇労働者を従事させる。

### ■ 自社の港湾労働者以外の労働者を使用する場合のフローチャート



## 5 事業主の報告

(法第11条関係)

### (1) 港湾労働者就労状況等報告

事業主は、毎月の港湾運送の業務に係る就労状況について、事業所ごとに「港湾労働者就労状況等報告」(施行規則様式第5号)により、翌月15日までに管轄公共職業安定所長に報告してください。

## (2) その他の届出・報告等

上記(1)のほか、事業主の行う届出、報告等については、24ページの(参考2)「港湾労働関係届出・報告一覧」を参照してください。

# V 港湾労働者派遣事業

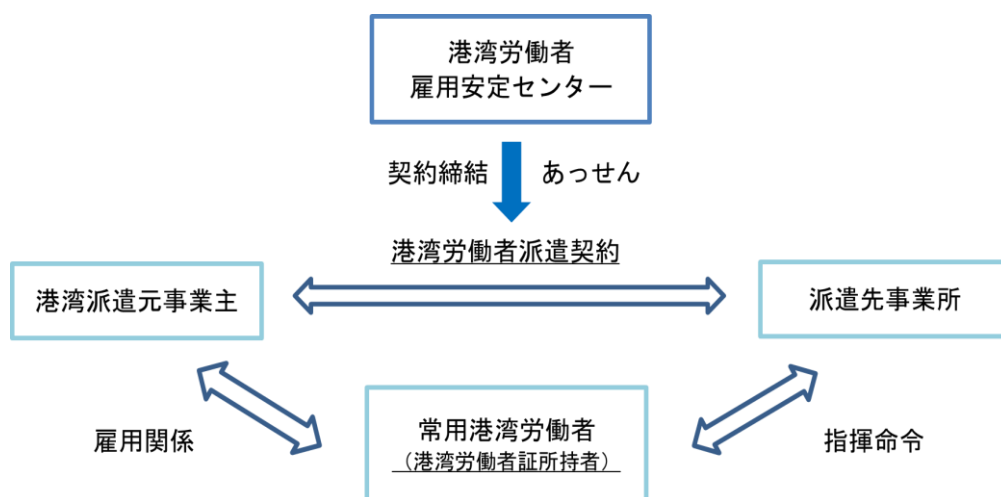
港湾運送の業務においては、労働者派遣法により労働者派遣事業の適用除外業務とされており、何人も労働者派遣を行うことができません。しかしながら、日別の業務量の大きな変動に即応しなくてはならないという港湾労働の特殊性に対処するため、平成12年の港湾労働法の一部改正により、6大港に限定した特別の制度として、厚生労働大臣の許可を受けて行う場合のみ労働者派遣を行うことが認められたものです。

その他の場合には、これまでどおり労働者派遣法の規定に基づき、派遣労働者を使用することは禁止されています。

また、港湾労働法の適用されない港湾（港湾運送事業法に定める港湾）において労働者派遣を行うことも禁止されています。

## (1) 港湾労働者派遣事業の概要

港湾労働者派遣事業とは、日別の業務量の大きな変動に即応しなくてはならないという港湾労働の特殊性に対処するため、港湾労働法の規定に基づいて、厚生労働大臣の許可を受けた港湾運送関係事業者が、港湾労働者雇用安定センターによる派遣契約締結のあっせんを前提としてその雇用する常用港湾労働者を派遣することをいいます。



## (2) 港湾労働者派遣事業における規制

港湾労働者派遣事業には、労働者派遣法に基づく一般の労働者派遣事業とは異なり、次のような特別な規制が設けられています。

- ① 常用労働者による荷役を原則とする港湾労働対策との整合性を確保するため、港湾労働法の適用港湾（東京港、横浜港、名古屋港、大阪港、神戸港、関門港）に限って実施することができること。
- ② 港湾労働者派遣事業を実施できるのは、港湾運送事業法上の免許・許可を受ける等により適法に

港湾運送の業務（船内作業、はしけ作業、沿岸作業、いかだ作業、船舶貨物整備作業及び港湾労働法関係倉庫作業）を実施している事業主に限り、その免許・許可区分等に応じて定められた派遣事業対象業務の範囲で厚生労働大臣の許可を受けて実施することができること。

また、許可を受けた港湾内においてのみ派遣することができること。

- ③ 港湾労働者派遣事業の派遣労働者とすることができるのは、港湾運送の事業を実施している事業主に常用労働者として雇用され、港湾労働者証を有している者であって、原則として1年以上の経験年数を有するものに限ること。

なお、経験年数が1年未満でも、クレーン運転士免許等を受けている者については、派遣労働者とすることができること。

- ④ 派遣することができる業務は、当該労働者が、雇用されている事業主の下で主として従事している業務に限ること。

なお、労働者派遣法に基づき、現に雇用している労働者を派遣労働者とするためには、労働者本人の同意が必要であること。

- ⑤ 許可基準の派遣料金について、派遣労働者の平均的な賃金額を著しく超えるものではないこと。また、派遣日数について、1人につき1か月当たり7日を上限としていること。

### (3) 港湾労働者派遣事業の許可等

#### ア 港湾労働者派遣事業の許可

(ア) 港湾労働者派遣事業を行おうとする事業主は、事業所ごとに「港湾労働者派遣事業許可申請書」（施行規則様式第6号）に、「港湾労働者派遣事業計画書」（施行規則様式第8号）、その他必要な書類を添えて、管轄公共職業安定所・労働局を経由して厚生労働大臣に提出し、その許可を受けなければなりません。

(イ) 港湾労働者派遣事業の許可を受けるためには、欠格事由（禁錮以上の刑又は一定の労働法等に違反して罰金の刑に処せられ、その後5年を経過していないこと等）に該当しないことのほか、次のような基準を満たす必要があります。

- ① 申請者が、当該港湾労働者派遣事業に係る派遣事業対象業務と同一の種類の港湾運送の業務を行う港湾運送事業を営んでおり、事業の実績、許可後の実施見込みが確実であること。
- ② 港湾労働者派遣事業に係る労働者派遣に関する料金の額が適正なものであること。
- ③ 港湾労働者派遣事業の派遣労働者が派遣就業をする日数が、一定の日数を超えないこと。
- ④ 申請者が当該港湾労働者派遣事業の派遣労働者に係る雇用管理を適正に行うに足る能力を有するものであること。
- ⑤ 個人情報等を適正に管理し、派遣労働者の秘密を守るために必要な措置が講じられていること。
- ⑥ その他、申請者が当該港湾労働者派遣事業を的確に遂行するに足る能力を有するものであること。

#### イ 許可証

厚生労働大臣は、港湾労働者派遣事業を許可したときは、港湾労働者派遣事業許可証（施行規則様式第9号）を交付します。

許可証の交付を受けた事業主は、当該許可証を事業所に備え付けるとともに、関係者から請求があったときは、これを提示しなければなりません。

#### ウ 許可の有効期間等

港湾労働者派遣事業の許可の有効期間は、許可の日から起算して3年（更新許可の場合は5年）

です。許可の有効期間の満了後も引き続き港湾労働者派遣事業を行おうとする事業主は、有効期間が満了する日の30日前までに、「港湾労働者派遣事業許可有効期間更新申請書」（施行規則様式第6号）を、管轄公共職業安定所・労働局を経由して厚生労働大臣に提出し、許可の有効期間の更新を受けなければなりません。

#### エ 変更届出等

港湾派遣元事業主は、派遣事業対象業務の種類の変更、許可証の亡失・滅失のほか、事業主の氏名・名称・住所、役員の名義・住所、派遣元責任者の氏名・住所等の変更、事業の廃止等の事項が生じた場合には、所要の手続きを管轄公共職業安定所に行ってください。

#### オ 事業報告書

港湾派遣元事業主は、毎年6月30日までに港湾労働者派遣事業報告書を、公共職業安定所を通じて厚生労働大臣に提出しなければなりません。その際、労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定を締結した場合、当該協定の写しを添えることが必要です。また、収支決算書については、毎事業年度経過後3か月以内に、同様に提出しなければなりません。ただし、収支決算書については、統括事業所が提出すれば、その他の事業所については提出する必要はありません。

#### カ 名義貸しの禁止

港湾派遣元事業主は、自己の名義をもって、他人に港湾労働者派遣事業を行わせてはなりません。

#### キ 労働争議に対する不介入

同盟罷業（ストライキ）若しくは作業所閉鎖（ロックアウト）中又は争議行為が発生しており、同盟罷業や作業所閉鎖に至るおそれの多い事業所への新たな港湾労働者派遣を行ってはなりません。

#### ク 個人情報の保護

港湾派遣元事業主は、港湾労働者派遣に関し、その業務の目的達成に必要な範囲内で労働者の個人情報を収集、保管及び使用するとともに、その個人情報の適正な管理のための措置を講じなくてはなりません。

また、事業主、代理人、使用人その他の従業員は、正当な理由がない場合は、その業務上で知り得た秘密を他に漏らしてはなりません。

## (4) 港湾労働者派遣事業の実施

### ア 港湾労働者派遣契約

- (ア) 港湾労働者派遣契約の当事者は、港湾労働者派遣契約の締結に当たって、派遣労働者の就業条件に係る一定の事項（業務の内容、派遣先事業所・就業先の名称等、派遣先の指揮命令者、派遣期間・就業日等）を定め、その就業条件の組合せごとに派遣労働者の人数を定めなくてはなりません。
- (イ) 港湾派遣元事業主は、港湾労働者派遣契約を締結するに当たっては、あらかじめ、相手方に港湾労働者派遣事業の許可を受けている旨を明示しなければなりません。
- (ウ) 港湾労働者派遣の役務の提供を受ける者は、派遣労働者の国籍、信条、性別、社会的身分、派遣労働者が労働組合の正当な行為をしたこと等を理由として、港湾労働者派遣契約を解除してはならないこととされており、これに違反して行われた契約の解除は無効とされます。

### イ 港湾派遣元事業主の講ずべき措置

- (ア) 適正な派遣就業の確保

港湾派遣元事業主は、派遣労働者の派遣先における就業に当たり、派遣先が港湾労働法第23



条により読み替えて適用される労働者派遣法や労働基準法等に違反することのないよう、その適正な就業が確保されるように適切な配慮をしなければなりません。

(イ) 派遣労働者であることの明示等

港湾派遣元事業主は、一定の技能等を有する労働者を雇い入れて、直ちに派遣労働者とするときは、あらかじめ、当該労働者にその旨を明示しなければなりません。

また、既に雇い入れている労働者を新たに派遣労働者とする場合にも、その旨を労働者に明示し、同意を得なければなりません。

(ウ) 就業条件の明示

港湾派遣元事業主は、港湾労働者派遣をしようとするときは、あらかじめ、その港湾労働者派遣に係る派遣労働者に対し、港湾労働者派遣をする旨及びその派遣労働者に係る就業条件を明示しなければなりません。

(エ) 派遣先への通知

港湾派遣元事業主は、港湾労働者を派遣するときはその港湾労働者派遣に係る派遣労働者の氏名、年齢、性別等を派遣先に通知しなければなりません。

(オ) 派遣元責任者の選任

- 港湾派遣元事業主は、派遣元責任者を選任し、派遣労働者の明示、就業条件の明示、派遣先への通知、派遣元管理台帳作成等、派遣労働者への助言・指導、苦情処理等を行わせる必要があります。

- 派遣元責任者は、事業所ごとに自己の雇用する労働者の中から派遣労働者の数100人ごとに1人以上を、専属の派遣元責任者として選任しなければなりません。

ウ 派遣先の講ずべき措置

派遣先は、次のような措置を講じることが義務づけられていますので、派遣先責任者等と十分連携をとり、適正な派遣就業が確保されるよう努めてください。

(ア) 派遣先は、港湾労働者派遣契約の定めに反することのないように、就業条件の関係者への周知、就業状況の確認、直接指揮命令者への指導の徹底等、適切な措置を講じなければなりません。

(イ) 派遣先は、派遣労働者から申出を受けた苦情の処理を適切かつ迅速に行うとともに、派遣就業が適正かつ円滑に行われるようにするため必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。

(ウ) このほか、派遣先責任者の選任、派遣先管理台帳の整備、派遣労働者を特定する行為の制限、性別・年齢による差別的取扱いの禁止等「派遣先が講ずべき措置に関する指針」に留意してください。

このほか、港湾労働者派遣事業の実施等については、次の資料を参照してください。

## 港湾労働者派遣事業を適正に実施するために ～許可・更新等手続マニュアル～

\*この資料が必要な場合は、名古屋港湾労働者雇用安定センターにお申し出ください。

## ■ 派遣労働者の主たる業務及び派遣事業対象業務

業務の種類		業務の内容
港湾運送事業関係	船内作業	港湾運送事業法第2条第1項第2号に掲げる行為又はこれに先行し、若しくは後続する港湾労働法施行令第2条第3号及び第4号に掲げる行為（港湾運送事業法第2条第1項第2号に掲げる行為を行う事業の事業主が行うものに限る。）を行う業務
	はしけ作業	港湾運送事業法第2条第1項第3号に掲げる行為を行う業務
	沿岸作業	港湾運送事業法第2条第1項第4号に掲げる行為又はこれに先行し、若しくは後続する港湾労働法施行令第2条第3号及び第4号に掲げる行為（港湾運送事業法第2条第1項第4号に掲げる行為を行う事業の事業主が行うものに限る。）を行う業務
	いかだ作業	港湾運送事業法第2条第1項第5号に掲げる行為を行う業務
	船舶貨物整備作業	港湾労働法施行令第2条第1号及び第2号に掲げる行為又はこれに先行し、若しくは後続する同条第3号及び第4号に掲げる行為（港湾労働法施行令第2条第1号及び第2号に掲げる行為を行う事業の事業主が行うものに限る。）を行う業務
その他	港湾労働法関係 倉庫作業	港湾労働法施行令第2条第3号及び第4号に掲げる行為（倉庫業法第2条第2項に規定する倉庫業のうち、港湾労働法施行令第2条第3号に規定する港湾倉庫に係るものを営む者が行うものに限る。）を行う業務

（備考） 港湾運送事業法第3条第2号の港湾荷役事業に係る免許・許可を保有することにより、両作業を実施することができる事業主に関しては、船内作業及び沿岸作業を一つの作業として取扱うことができます。



## VI 港湾労働者雇用安定センター

### (1) 港湾労働者雇用安定センターの指定（法第28条第1項関係）

港湾労働者雇用安定センターは、港湾労働者の雇用の安定その他の港湾労働者の福祉の増進を図ることを目的として設立された一般社団法人または一般財団法人であって、法第30条に規定する業務に関し、必要な基準に適合すると認められるものを、その申請により、当該業務を行う者として各港湾について一つに限り厚生労働大臣が指定することとしています。

現在は、一般財団法人港湾労働安定協会が厚生労働大臣の指定を受けて、港湾労働法の規定に基づき、東京港、横浜港、名古屋港、大阪港、神戸港及び関門港の6大港における各支部が、各管轄公共職業安定所と連絡をとりつつ、港湾労働者雇用安定センターの業務を実施しています。

#### ○ 名古屋港湾労働者雇用安定センター

一般財団法人 港湾労働安定協会 名古屋支部

〒455-0015 名古屋市港区港栄 4-4-10

TEL 052-652-9431 FAX 052-652-9433

### (2) 港湾労働者雇用安定センターの業務（法第30条関係）

港湾労働者雇用安定センターは、法に基づく港湾労働者派遣制度の円滑な運営を促進するため、法第30条に基づき、次の業務を行っています。

#### ア 事業主支援等業務

- ① 港湾労働者派遣事業その他港湾運送に必要な労働力の需給調整に関する情報の収集、整理及び提供
- ② 港湾労働者派遣事業に係る労働者派遣契約の締結についてのあっせん
- ③ 港湾労働者の雇用管理に関する技術的事項について、相談その他援助の実施
- ④ 港湾労働者に対する訓練の実施

#### イ 雇用安定事業関係業務

- ① 港湾労働者派遣事業の派遣労働者の雇用の安定に関する調査研究の実施
- ② 派遣労働者の雇用の安定を図るための措置について、事業主その他の関係者に対して相談その他の援助の実施
- ③ 派遣労働者に対して、港湾労働者派遣事業に係る派遣就業について相談その他の援助の実施
- ④ 雇用管理者、派遣元責任者に対する研修の実施



## Ⅶ その他

### (1) 公共職業安定所長に対する申告（法第44条関係）

- ア 港湾労働者は、事業主が法第3章（これに基づく命令を含む。）又は法第43条の規定に違反する事実がある場合においては、その事実を公共職業安定所長に申告することができることとしています。
- イ 事業主は、アの申告をしたことを理由として、港湾労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはなりません。

### (2) 報告及び検査（法第45条関係）

- ア 管轄公共職業安定所長は、法第7条の規定を施行するために必要な限度において、事業主に対し、報告すべき事項及び報告をさせる理由を書面により通知し、必要な事項を報告させることができることとしています。（施行規則第45条）
- イ 管轄公共職業安定所長は、法第7条の規定を施行するために必要な限度において、所属の職員に、事業主の事業所その他の施設に立ち入り関係者に質問させ又は帳簿、書類、その他の物件を検査させることができるものとしています。

### (3) 罰 則（法第48条から第52条まで関係）

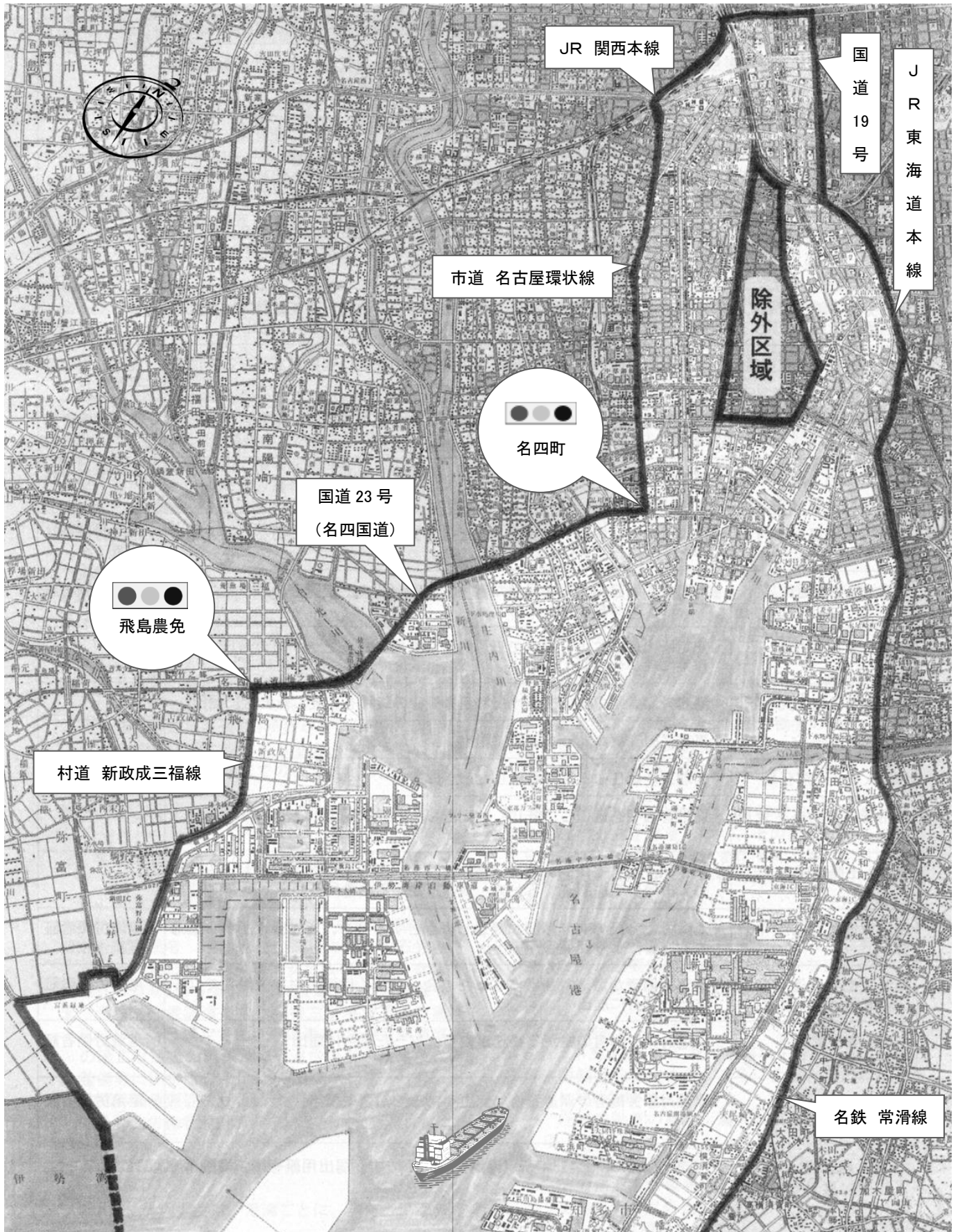
事業主が、偽りその他の不正の行為により港湾労働者派遣事業の許可又は港湾労働者派遣事業の許可の有効期間の更新を受けたとき等について、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金を科すこと等法の違反について所要の罰則を規定するとともに、法人の違反の場合における両罰規定が置かれています。



鍋田埠頭のガントリークレーン



# 名古屋港の水域及び指定区域図





(参考2)

## 港湾労働関係届出・報告一覧

区分	届出・報告用紙	届出・報告が必要な場合	添付書類
月例報告	①港湾労働者就労状況等報告	各月における港湾労働者の、港湾運送業務の就労状況、雇入れ状況、教育訓練の実施状況等を、 <b>翌月15日までに報告</b>	—
	②荷役機械借受け状況報告	港湾運送業務を行う事業所ごとに、荷役機械（小型フォークリフト）の借受け状況を、 <b>翌月15日までに報告</b>	—
事業所関係	③事業所名称・所在地変更届	事業所の名称・所在地等に変更があったときに届出	変更内容により相違（注）
	④事業所代表者変更届	事業主の変更があったときに届出	
	⑤代理人選任・解任届	代理人を選任し、又は解任したときに届出	—
	⑥雇用管理者選任・変更届	雇用管理者を選任し、若しくは変更したときに届出	—
	⑦港湾労働法適用事業所改印届	事業所印、事業主（代理人）印を改印したときに届出	—
	⑧港湾労働法適用事業所廃止届	港湾労働法適用事業所を廃止したときに届出	港湾労働者証
港湾労働者証関係	⑨港湾労働者雇用届	① 港湾運送の業務に従事させるために、新たに常用労働者を雇入れたとき ② 既に雇用して港湾運送以外の業務に従事させていた労働者を、配置換えて港湾運送の業務に従事させるとき ③ 既に雇用して港湾運送の業務に従事させている日雇労働者の身分を、常用労働者に切り替えて引き続き港湾運送の業務に従事させるとき <b>* 届出時期→港湾作業に就かせる前に届出</b>	※写真1枚 （タテ4cm×ヨコ3cm） （注：企業規模501人以上の企業のみ） 所定労働時間などの確認できる雇用契約書等
	⑩港湾労働者臨時使用届	港湾労働者証の交付を受けた常用労働者以外の者（事務員等）を、臨時に港湾作業に従事させるとき、 <b>港湾作業に就かせる前に届出</b>	—
	⑪常用労働者氏名変更届	港湾労働者証の交付を受けた常用労働者の氏名に変更があったときに届出	港湾労働者証 ※写真1枚
	⑫常用労働者職種変更届	港湾労働者証の交付を受けた常用労働者の職種を変更したときに届出	港湾労働者証
	⑬常用労働者転勤届	港湾労働者証の交付を受けた常用労働者を、他の事業所に転勤させたときに届出 ⇒「転勤先を管轄する公共職業安定所」へ提出	港湾労働者証 ※写真1枚
	⑭港湾労働者証再交付等申請書	港湾労働者証を亡失・滅失したとき、又は写真が本人であることを認めがなくなったときに申請	港湾労働者証 ※写真1枚
	⑮港湾労働者証返納届	港湾労働者証の交付を受けた常用労働者が死亡、退職等により常用労働者でなくなったときに届出	港湾労働者証
	⑯他港出張届	他港へ出張させるとき、 <b>出張する前に届出</b>	—
	⑰港湾労働者証作成名簿提供依頼書	港湾労働者証の交付状況を確認したいときに申請	—

その他	⑱日雇労働者雇用届	安定所の紹介によらないで日雇労働者を雇入れたとき、その当日 港湾作業に就かせる前に届出	—
	⑲倉庫入出庫量調査報告書	年1回、過去1年間の倉庫（指定区域内にある営業倉庫）における 貨物の入出庫量等を別途通知する文書に基づいて調査報告	—

派遣事業関係	⑳港湾労働者派遣事業報告書	港湾労働者派遣事業の許可を受けた事業主が、毎事業年度の終了日に属する月の翌月以降最初の毎年6月30日までに報告	収支決算書等 (注)
	㉑港湾労働者派遣事業変更届出書	港湾労働者派遣事業の許可を受けた事業所の名称・所在地、代表者、役員、派遣元責任者が変更になったときに届出	変更内容により 相違(注)
	㉒港湾労働者派遣事業関係変更届(労働者分)	港湾労働者が派遣対象者になった場合、若しくは派遣対象労働者でなくなった場合に届出	港湾労働者証
	㉓主たる業務変更届(労働者分)	派遣対象労働者の主たる業務が変更になった場合に届出	港湾労働者証
	㉔派遣資格変更届(労働者分)	派遣対象労働者の派遣資格に変更があった場合に届出	港湾労働者証

届出先は、いずれも名古屋南公共職業安定所(港湾労働課)です。

※ 写真について:最近撮影したもの(おおむね6ヶ月以内)、正面・胸から上の上半身・無帽、写真の裏面に「事業所名」・「氏名」を記入してください。

(注) ③ ④ ㉑ ㉒の添付書類については、港湾労働課にお問い合わせください。

上記の主な各種届出書並びに月例報告書は、当所のホームページからダウンロードすることができますので、どうぞご利用ください。

なお、ご不明な点がございましたらお気軽にお問い合わせください。

**ダウンロード方法** : ハローワーク名古屋南 ⇒ 港湾労働課 ⇒ 各種届出・報告書の順にクリックしてください。

名古屋南公共職業安定所 港湾労働課 電話 052-651-5441

E-mail kouwanroudouka@mhlw.go.jp



## 関係法令等

### ○ 港湾労働法

(昭和六三年五月一七日法律第四〇号)  
最終改正:令和四年六月一七日法律第六八号

#### 目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 港湾雇用安定等計画(第三条)
- 第三章 港湾労働者の雇用の改善、能力の開発及び向上等(第四条―第十一条)
- 第四章 港湾労働者派遣事業(第十二条―第二十七条)
- 第五章 港湾労働者雇用安定センター(第二十八条―第四十二条)
- 第六章 雑則(第四十三条―第四十七条)
- 第七章 罰則(第四十八条―第五十二条)
- 附則

#### 第一章 総則

##### (目的)

第一条 この法律は、港湾労働者の雇用の改善、能力の開発及び向上等に関する措置を講ずることにより、港湾運送に必要な労働力の確保に資するとともに、港湾労働者の雇用の安定その他の港湾労働者の福祉の増進を図ることを目的とする。

##### (定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 港湾 政令で指定する港湾(その水域は、政令で定める区域とする。)をいう。
- 二 港湾運送 港湾において行う行為であって、次のいずれかに該当するものをいう。
  - イ 港湾運送事業法(昭和二十六年法律第六十一号)第二条第一項に規定する港湾運送のうち、同項第二号から第五号までのいずれかに該当する行為
  - ロ イに規定する行為に準ずる行為であって政令で定めるもの
- 三 事業主 次のいずれかに該当する者をいう。
  - イ 港湾運送事業法第三条第一号から第四号までに規定する事業の事業主
  - ロ 前号ロに規定する行為を行う事業の事業主

四 港湾労働者 港湾運送の業務に従事する労働者をいう。ただし、船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)第六条第一項に規定する船員を除く。

五 港湾労働者派遣事業 事業主が港湾運送の業務について行う労働者派遣事業(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。)第二条第三号に規定する労働者派遣事業をいう。)であって、当該事業の業として行われる労働者派遣(同条第一号に規定する労働者派遣をいう。以下同じ。)の対象となる派遣労働者(同条第二号に規定する派遣労働をいう。以下同じ。)が常時雇用される労働者のみであるものをいう。

#### 第二章 港湾雇用安定等計画

第三条 厚生労働大臣は、港湾ごとに、港湾労働者の雇用の安定その他の港湾労働者の福祉の増進に関する計画(以下「港湾雇用安定等計画」という。)を策定するものとする。

2 港湾雇用安定等計画に定める事項は、当該港湾における次の事項とする。

- 一 港湾労働者の雇用の動向に関する事項
- 二 労働力の需給の調整の目標に関する事項
- 三 港湾労働者の雇用の改善並びに能力の開発及び向上を促進するための方策に関する事項
- 四 港湾労働者派遣事業の適正な運営を確保するための方策に関する事項

3 厚生労働大臣は、港湾雇用安定等計画を策定しようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴くほか、必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他関係行政機関の意見を聴くものとする。

4 厚生労働大臣は、港湾雇用安定等計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前二項の規定は、港湾雇用安定等計画の変更について準用する。

#### 第三章 港湾労働者の雇用の改善、能力の開発及び向上等

##### (関係者の責務)

第四条 事業主は、募集、雇入れ及び配置を計画的に行うことその他の港湾労働者の雇用の改善に資する措置を講ずるとともに、港湾運送の業務の遂

行に必要な能力を付与するための教育訓練を行うことにより、港湾労働者の安定した雇用の確保その他の港湾労働者の福祉の増進に努めなければならない。

- 2 事業主及びその団体は、港湾労働者の安定した雇用の確保その他の港湾労働者の福祉の増進に関し、相互に協力するように努めなければならない。

第五条 国及び地方公共団体は、事業主及びその団体の自主的な努力を尊重しつつ、その実情に応じてこれらの者に対し必要な援助を行うこと等により、港湾労働者の雇用の安定その他の港湾労働者の福祉の増進に努めなければならない。

- 2 国及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構は、港湾労働者に対し事業主が行う教育訓練の円滑な実施に資するため、必要な職業訓練の効果的な実施について特別の配慮をするものとする。

(雇用管理者)

第六条 事業主は、次に掲げる事項を管理させるため、厚生労働省令で定めるところにより、雇用管理者を選任しなければならない。

- 一 港湾労働者の募集、雇入れ及び配置に関する事項
  - 二 港湾労働者の教育訓練に関する事項
  - 三 その他港湾労働者の雇用管理に関する事項で厚生労働省令で定めるもの
- 2 事業主は、雇用管理者について、必要な研修を受けさせる等前項各号に掲げる事項を管理するための知識の習得及び向上を図るように努めなければならない。

(雇用管理に関する勧告等)

第七条 公共職業安定所長は、当該港湾に係る港湾雇用安定等計画に定める事項に照らして、事業主が行う雇用管理について、その改善を図る必要があると認めるときは、当該事業主に対し必要な勧告をすることができる。

- 2 前項の規定による勧告を受けた事業主は、必要に応じ雇用管理に関する計画を作成するものとする。
- 3 公共職業安定所長は、第一項の勧告に関し、並びに前項に規定する計画の作成及びその円滑な実施に関し、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(職業紹介)

第八条 公共職業安定所は、港湾運送の業務に関する職業紹介については、当該港湾に係る港湾雇用

安定等計画の定めるところに即して、迅速かつ的確に行うよう努めなければならない。

(港湾労働者の雇用の届出等)

第九条 事業主は、その雇用する労働者（日々又は二月以内の期間を定めて雇用する労働者（次条において「日雇労働者」という。）を除く。）を港湾運送の業務に従事させようとするときは、その者の氏名、港湾運送の業務に従事させる期間その他厚生労働省令で定める事項を公共職業安定所長に届け出なければならない。

- 2 公共職業安定所長は、前項の規定による届出に係る労働者であつて常時港湾運送の業務に従事するものに対し、港湾労働者証を交付する。
- 3 前項の規定により港湾労働者証の交付を受けた労働者は、港湾運送の業務に従事するときは、港湾労働者証を携帯し、公共職業安定所の職員から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

(日雇労働者の雇用)

第十条 事業主は、公共職業安定所の紹介を受けて雇い入れた者でなければ、日雇労働者として港湾運送の業務に従事させてはならない。ただし、公共職業安定所に日雇労働者に係る求人の申込みをしたにもかかわらず適格な求職者の紹介を受けることができない場合その他の厚生労働省令で定める理由がある場合は、この限りでない。

- 2 事業主は、前項ただし書に規定する場合において、公共職業安定所の紹介を受けずに日雇労働者を雇い入れようとするときは、その旨を公共職業安定所長に届け出なければならない。

(事業主の報告)

第十一条 事業主は、港湾労働者の雇入れの状況その他の厚生労働省令で定める事項を、定期的に、公共職業安定所長に報告しなければならない。

#### 第四章 港湾労働者派遣事業

(港湾労働者派遣事業の許可)

第十二条 港湾労働者派遣事業を行おうとする事業主は、事業所ごとに、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を受けようとする事業主は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。
  - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - 二 法人にあっては、その役員の名及び住所

- 三 当該港湾労働者派遣事業の事業所の名称及び所在地
  - 四 港湾ごとの派遣事業対象業務（労働者派遣により当該港湾労働者派遣事業の派遣労働者に従事させる港湾運送の業務をいう。以下同じ。）の種類
  - 五 港湾ごとの当該事業主が営んでいる港湾運送事業（港湾運送の業務を行う事業をいう。以下同じ。）の種類
  - 六 第二十三条の規定により読み替えて適用する労働者派遣法（以下「読替え後の労働者派遣法」という。）第三十六条の規定により選任する派遣元責任者の氏名及び住所
- 3 前項の申請書には、当該港湾労働者派遣事業の事業計画書その他厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。
  - 4 前項の事業計画書には、厚生労働省令で定めるところにより、当該港湾労働者派遣事業に係る派遣労働者の数、労働者派遣に関する料金の額、派遣就業（労働者派遣法第二十三条の二に規定する派遣就業をいう。以下同じ。）の日数その他労働者派遣に関する事項を記載しなければならない。
  - 5 厚生労働大臣は、第一項の許可をしようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かなければならない。

（許可の欠格事由）

第十三条 次の各号のいずれかに該当する事業主は、前条第一項の許可を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくは読替え後の労働者派遣法の規定その他労働に関する法律の規定（次号に規定する規定を除く。）であつて政令で定めるもの、港湾運送事業法の規定若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第五十条（第二号に係る部分に限る。）及び第五十二条の規定を除く。）により、若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
- 二 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二百八条、第二百十三條の二若しくは第二百四條第一項、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第一百五十六条、第一百五十九條若しくは第

百六十条第一項、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第五十一条前段若しくは第五十四条第一項（同法第五十一条前段に係る部分に限る。）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二百条、第二百三条の二、第二百四條第一項（同法第二百条若しくは第二百三条の二に係る部分に限る。）、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第四十六條前段若しくは第四十八條第一項（同法第四十六條前段に係る部分に限る。）又は雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第八十三條若しくは第八十六條（同法第八十三條に係る部分に限る。）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

- 三 心身の故障により港湾労働者派遣事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- 四 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 五 第二十一条第一項（第一号を除く。）の規定により港湾労働者派遣事業の許可を取り消され、当該取消の日から起算して五年を経過しない者
- 六 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの
- 七 法人であつて、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの

（許可の基準等）

第十四条 厚生労働大臣は、第十二条第一項の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

- 一 申請者が、当該港湾労働者派遣事業に係る派遣事業対象業務と同一の種類港湾運送の業務を行う港湾運送事業を営んでいるものとして厚生労働省令で定めるものに該当すること。
- 二 当該港湾労働者派遣事業の計画の内容が、次のいずれにも該当すること。
  - イ 当該港湾労働者派遣事業に係る労働者派遣に関する料金の額が、派遣労働者の賃金その他の港湾労働者派遣事業に要する経費の水準等を勘案して港湾ごとに厚生労働大臣が定める基準に適合していること。
  - ロ 当該港湾労働者派遣事業の派遣労働者が派遣就業をする日数が、港湾労働者の雇用の安定その他の港湾労働者の福祉の増進を図る観点から、港湾労働者が港湾運送の業務に従事



する日数（港湾労働者派遣事業の派遣労働者として派遣就業をする日数を除く。）を勘案して港湾ごとに厚生労働大臣が定める日数を超えないこと。

三 申請者が、当該港湾労働者派遣事業の派遣労働者に係る雇用管理を適正に行うに足りる能力を有するものであること。

四 個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。）を適正に管理し、及び派遣労働者等の秘密を守るために必要な措置が講じられていること。

五 前三号に掲げるもののほか、申請者が、当該港湾労働者派遣事業を的確に遂行するに足りる能力を有するものであること。

2 厚生労働大臣は、第十二条第一項の許可をしないときは、遅滞なく、理由を示してその旨を当該申請者に通知しなければならない。

（許可証）

第十五条 厚生労働大臣は、第十二条第一項の許可をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、許可証を交付しなければならない。

2 許可証の交付を受けた事業主は、当該許可証を、当該事業所に備え付けるとともに、関係者から請求があつたときは提示しなければならない。

3 許可証の交付を受けた事業主は、当該許可証を亡失し、又は当該許可証が滅失したときは、速やかにその旨を厚生労働大臣に届け出て、許可証の再交付を受けなければならない。

（許可の条件）

第十六条 第十二条第一項の許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、当該許可の趣旨に照らして、又は当該許可に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該許可を受ける事業主に不当な義務を課することとなるものであってはならない。

（許可の有効期間等）

第十七条 第十二条第一項の許可の有効期間は、当該許可の日から起算して三年とする。

2 前項に規定する許可の有効期間（当該許可の有効期間についてこの項の規定により更新を受けたときにあつては、当該更新を受けた許可の有効期間）の満了後引き続き当該許可に係る港湾労働者派遣事業を行おうとする事業主は、厚生労働省令

で定めるところにより、許可の有効期間の更新を受けなければならない。

3 厚生労働大臣は、前項に規定する許可の有効期間の更新の申請があつた場合において、当該申請が第十四条第一項各号に掲げる基準に適合していないと認めるときは、当該許可の有効期間の更新をしてはならない。

4 第二項の規定によりその更新を受けた場合における第十二条第一項の許可の有効期間は、当該更新前の許可の有効期間が満了する日の翌日から起算して五年とする。

5 第十二条第二項から第四項まで、第十三条（第五号を除く。）及び第十四条第二項の規定は、第二項に規定する許可の有効期間の更新について準用する。

（派遣事業対象業務の種類の変更等）

第十八条 第十二条第一項の許可を受けた事業主（以下「港湾派遣元事業主」という。）は、同条第二項第四号に掲げる事項を変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。ただし、その変更が港湾派遣元事業主（港湾ごとの派遣事業対象業務の種類で二以上のものについて同条第一項の許可を受けているものに限る。）の当該種類のうち一部のものに係る港湾労働者派遣事業の廃止に伴う変更のみであるときは、この限りでない。

2 第十二条第二項から第四項まで、第十三条（第五号を除く。）及び第十四条の規定は、前項の許可について準用する。

3 港湾派遣元事業主は、第一項ただし書に規定する場合においてその変更をしたときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

4 港湾派遣元事業主は、前項の規定による届出をする場合において、当該届出に係る事項が許可証の記載事項に該当するときは、厚生労働省令で定めるところにより、その書換えを受けなければならない。

（氏名等の変更等）

第十九条 港湾派遣元事業主は、第十二条第二項各号（第四号を除く。）に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。ただし、港湾派遣元事業主で同条第一項の許可を二以上の事業所について受けているものが、当該許可に係る一の事業所に関して同条第二項第一号又は第二号に掲げる事項の変更を届け出たときは、当該事業所以外の事業

所に係る当該事項の変更に関しては、この限りでない。

2 前条第四項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(事業の廃止)

第二十条 港湾派遣元事業主は、当該港湾労働者派遣事業を廃止したときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があつたときは、第十二条第一項の許可は、その効力を失う。

(許可の取消し等)

第二十一条 厚生労働大臣は、港湾派遣元事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条第一項の許可を取り消すことができる。

一 第十三条各号（第五号を除く。）のいずれかに該当しているとき。

二 第十四条第一項第一号又は第二号に掲げる基準に適合しなくなったと認めるとき。

三 この法律、読替え後の労働者派遣法（第三章第四節の規定を除く。）若しくは職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

四 第十六条第一項の規定により付された許可の条件に違反したとき。

2 厚生労働大臣は、港湾派遣元事業主が前項第二号から第四号までのいずれかに該当するときは、期間を定めて当該港湾労働者派遣事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(名義貸しの禁止)

第二十二条 港湾派遣元事業主は、自己の名義をもって、他人に港湾労働者派遣事業を行わせてはならない。

(労働者派遣法の特例)

第二十三条 港湾派遣元事業主が行う港湾労働者派遣事業に関しては、労働者派遣法第四条第一項第一号（同号に規定する港湾運送の業務に係る部分に限る。）、第二章第二節、第二十三条第三項から第五項まで、第二十三条の二、第二十六条第二項、第三十条第一項第一号及び第二項、第三十四条第一項第三号、第三十四条の二、第三十五条の三、第三十五条の四第二項、第三十五条五、第四十条の三から第四十条の五まで、第四十条の六第一項第四号、第四十条の九、第四十八条第二項及び第三項並びに第五十四条の規定は適用しないものとし、労働者派遣法の他の規定の適用については港湾派遣元事業主を労働者派遣法第二条第四項に規定する派遣元事業主とみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる労働者派遣法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第四条第三項	第一項各号	第一項第一号（同号に規定する港湾運送の業務に係る部分を除く。）、第二号又は第三号
第二十五条	この法律	この法律（第四条第一項第一号（同号に規定する港湾運送の業務に係る部分に限る。）、前節、第二十三条第三項から第五項まで、第二十三条の二、次条第二項、第三十条第一項第一号及び第二項、第三十四条第一項第三号、第三十四条の二、第三十五条の三、第三十五条の四第二項、第三十五条の五、第四十条の三から第四十条の五まで、第四十条の六第一項第四号、第四十条の九、第四十八条第二項及び第三項並びに第五十四条の規定（以下「業務の範囲等に関する規定」という。）を除く。）
第二十六条第一項第一号	業務の内容	港湾労働法第二条第二号に規定する港湾運送の業務の種類及び内容
第二十六条第一項第二号	場所並びに組織単位（労働者の配置の区分であつて、配置された労働者の業務の遂行を指揮命令する職務上の地位にある者が当該労働者業務配分に関して直接の権限を有するものとして厚生労働省令で	場所

	定めるものをいう。)	
第二十六条第三項	第五条第一項	港湾労働法第十二条第一項
第二十八条、第三十一条、及び第五十五条から第五十七条まで	この法律	この法律（業務の範囲等に関する規定を除く。）
第三十条の見出し	特定有期雇用派遣労働者等	有期雇用派遣労働者等
第三十条第一項	有期雇用派遣労働者（期間を定めて雇用される派遣労働者をいう。以下同じ）であつて派遣先の事業所その他派遣就業の場所における同一の組織単位の業務について継続して一年以上の期間当該労働者派遣に係る労働に従事する見込みがあるものとして厚生労働省令で定めるもの（以下「特定有機雇用派遣労働者」という。）	有期雇用派遣労働者（期間を定めて雇用される派遣労働者をいう。以下同じ）
	特定有機雇用派遣労働者等	有機雇用派遣労働者等
	次の各号	第二号から第四号まで
第三十条第一項第四号	前三号	前二号
第三十条の七	第三十条から前条まで	第三十条第一項第二号から第四号まで及び第三十条の二から前条まで
第三十四条第一項	次に	第一号、第二号及び第四号
	第三号及び第四号	第四号
第三十四条第三項	第四十条の六第一項第三号又は第四号	第四十条の六第一項第三号
第三十五条の四第一項	その業務を迅速かつ的確に遂行するために専門的な知識、技術又は経験を必要とする業務のうち、労働者派遣により日雇労働者（日々又は三十日以内の期間を定めて雇用する労働者をいう。以下この項において同じ。）に従事させても当該日雇労働者の適正な雇用管理に支障を及ぼすおそれがないと認められる業務として政令で定める業務について労働者派遣をする場合又は雇用の機会の確保が特に困難であると認め	その雇用する日雇労働者（日々又は三十日以内の期間を定めて雇用する労働者をいう。）

	られる労働者の雇用の継続等を図るために必要であると認められる場合その他の場合で政令で定める場合を除き、その雇用する日雇労働者	
第三十六条	第六条第一号、第二号及び第四号から第九号まで	港湾労働法第十三条第一号、第二号、第四号及び第五号
第三十六条第七号	当該派遣先	当該派遣先及び港湾労働法第二十八条第三項に規定する港湾労働者雇用安定センター（第四十一条第五号において「港湾労働者雇用安定センター」という。）
第三十七条第一項第五号	場所及び組織単位	場所
第三十七条第一項第九号	第三十条第一項（同条の第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により講じた措置	第三十条第一項の規定により講じた措置（同項第一号に掲げる措置を除く。）
第四十条の六第一項第一号	同条第一項各号	同条第一項第一号（同号に規定する港湾運送の業務に係る部分を除く。）第二号又は第三号
第四十条の六第一項第五号及び第四十一条第一号イ	この法律	この法律（業務の範囲等に関する規定を除く。）、港湾労働法（第四章（第二十三条を除く。）の規定に限る。）
第四十一条第五号	当該派遣元事業主	当該派遣元事業主及び港湾労働者雇用安定センター
第四十八条第一項	この法律（第三章第四節の規定を除く。第四十九条の三第一項、第五十条及び第五十一条第一項において同じ。）	この法律（業務の範囲等に関する規定及び第三章第四節の規定を除く。）又は港湾労働法（第四章（第二十三条を除く。）の規定に限る。）
第四十九条第一項	（第二十三条第三項、第二十三条の二及び第三十条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定を除く。）	（業務の範囲等に関する規定を除く。）
第四十九条の二第一項	第四十条の二第一項、第四項若しくは第五項、第四十条の三若しくは第四十条の九第一項	若しくは第四十条の二第一項、第四項若しくは第五項
第四十九条の三第一項	この法律又はこれに基づく命令の規定	この法律（業務の範囲等に関する規定及び第三章第四節の規定を除く。）若しくは港湾労働法（第四章（第二十三条を除く。）の規定に限る。）又はこれらに基づく命令の規定
第五十条及び第五十一条第一項	この法律	この法律（業務の範囲等に関する規定及び第三章第四節の規定を除く。）又は港湾労働法（第四章（第二十三条を除く。）の規定に限る。）
第六十一条第三号	第三十五条の三、第三十六条	第三十六条

（労働者派遣契約の内容等の特例）  
 第二十四条 港湾派遣元事業主は、読替え後の労働者派遣法第二十六条第一項の規定により定めるべき事項のうち同項第一号に規定する港湾運送の業務の種類については、港湾（当該港湾派遣元事業

主が締結する同項に規定する労働者派遣契約（以下単に「労働者派遣契約」という。）に基づき派遣就業が行われることとなる港湾をいう。）において自己が営んでいる港湾運送事業に係る港湾運

送の業務と異なる種類の港湾運送の業務の定めをしてはならない。

- 2 港湾派遣元事業主は、読替え後の労働者派遣法第二十六条第一項の規定により定めるべき事項のうち同項第二号に規定する派遣就業の場所については、自己が港湾運送事業（当該港湾派遣元事業主が締結する労働者派遣契約に基づき派遣労働者が従事することとなる港湾運送の業務と同一の種類の港湾運送の業務を行う港湾運送事業をいう。）を営んでいる港湾以外の港湾の定めをしてはならない。

（港湾労働者派遣事業に係る労働者派遣の実施方法）

第二十五条 港湾派遣元事業主は、読替え後の労働者派遣法第二十六条第一項第一号に規定する港湾運送の業務の種類と労働者派遣の対象としようとする労働者が派遣就業をしないときに主として従事している港湾運送の業務（第三項において「主たる業務」という。）の種類が異なるときは、当該労働者を派遣労働者とする労働者派遣を行ってはならない。

- 2 前項の場合において、労働者派遣の対象としようとする労働者が派遣就業をしないときにその港湾運送の業務に主として従事しているかどうかの基準は、厚生労働大臣が定める。
- 3 港湾派遣元事業主は、読替え後の労働者派遣法第二十六条第一項第二号に規定する派遣就業の場所が労働者派遣の対象としようとする労働者の主たる業務が行われている港湾の区域内にないときは、当該労働者を派遣労働者とする労働者派遣を行ってはならない。
- 4 港湾派遣元事業主が行う港湾労働者派遣事業に係る労働者派遣は、第九条第二項の規定により港湾労働者証の交付を受けた労働者であって、港湾運送の業務に厚生労働大臣が定める期間以上従事した経験を有するもの又は港湾運送の業務に関する専門的な知識若しくは技能に関し厚生労働大臣が定める資格を有するものを派遣することにより行わなければならない。

（権限の委任）

第二十六条 この章（第二十三条を除く。）の規定に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

- 2 前項の規定により都道府県労働局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長に委任することができる。

（船員に対する適用除外）

第二十七条 この章の規定は、船員職業安定法第六条第一項に規定する船員については、適用しない。

## 第五章 港湾労働者雇用安定センター

（指定等）

第二十八条 厚生労働大臣は、港湾労働者の雇用の安定その他の港湾労働者の福祉の増進を図ることを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であって、第三十条に規定する業務に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、当該業務を行う者として各港湾について、指定することができる。

- 一 業務の実施に関する計画が適正なものであり、かつ、その計画を確実に遂行するに足る経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。
- 二 前号に定めるもののほか、業務の運営が適正かつ確実に行われ、港湾労働者の雇用の安定その他の港湾労働者の福祉の増進に資すると認められること。

- 2 厚生労働大臣は、前項の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の指定をしてはならない。

- 一 現に当該港湾について他に指定した者があること。
- 二 申請者が第四十条第一項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過していない者であること。
- 三 申請者の役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。
  - イ 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過していない者
  - ロ 心身の故障により第三十条に規定する業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
  - ハ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

- 3 厚生労働大臣は、第一項の指定をしたときは、同項の指定を受けた者（以下「港湾労働者雇用安定センター」という。）の名称及び住所並びに事務所の所在地を公示しなければならない。

- 4 港湾労働者雇用安定センターは、その名称若しくは住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

- 5 厚生労働大臣は、前項の届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

（指定の条件）

第二十九条 前条第一項の指定には、条件を付し、及びこれを変更することができる。



2 前項の条件は、当該指定に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該指定を受ける者に不当な義務を課することとなるものであってはならない。

(業 務)

第三十条 港湾労働者雇用安定センターは、第二十八条第一項の指定に係る港湾における港湾労働者又は事業主に関し、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 事業主に対し、港湾労働者の雇用管理に関する技術的事項について相談その他の援助を行うこと。
- 二 港湾労働者に対する訓練を行うこと。
- 三 港湾労働者派遣事業その他の港湾運送に必要な労働力の需給の調整に関する措置に係る情報の収集、整理及び提供を行うこと。
- 四 港湾労働者派遣事業に係る労働者派遣契約の締結についてのあっせんを行うこと。
- 五 次条第一項に規定する業務を行うこと。
- 六 前各号に掲げるもののほか、港湾労働者の雇用の安定その他の港湾労働者の福祉の増進を図るための業務を行うこと。

(港湾労働者雇用安定センターによる雇用安定事業関係業務の実施)

第三十一条 厚生労働大臣は、港湾労働者雇用安定センターを指定したときは、港湾労働者雇用安定センターに雇用保険法第六十二条の雇用安定事業のうち次の各号のいずれかに該当するものに係る業務の全部又は一部を行わせるものとする。

- 一 港湾労働者派遣事業の派遣労働者の雇用の安定に関する調査研究を行うこと。
- 二 港湾労働者派遣事業の派遣労働者の雇用の安定を図るための措置について、事業主その他の関係者に対して相談その他の援助を行うこと。
- 三 港湾労働者派遣事業の派遣労働者に対して、港湾労働者派遣事業に係る派遣就業について相談その他の援助を行うこと。
- 四 雇用管理者及び読替え後の労働者派遣法第三十六条の規定により選任された派遣元責任者(港湾派遣元事業主が選任したものに限り)に対する研修を行うこと。
- 五 前各号に掲げるもののほか、港湾労働者派遣事業の派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な事業を行うこと。

2 港湾労働者雇用安定センターは、前項に規定する業務(以下「雇用安定事業関係業務」という。)の全部又は一部を開始する際、当該業務の種類ごとに、当該業務を開始する日及び当該業務を行う

事務所の所在地を厚生労働大臣に届け出なければならない。港湾労働者雇用安定センターが当該業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときも、同様とする。

3 厚生労働大臣は、第一項の規定により港湾労働者雇用安定センターに行わせる雇用安定事業関係業務の種類及び前項の規定による届出に係る事項を公示しなければならない。

(業務規程の認可)

第三十二条 港湾労働者雇用安定センターは、第三十条第三号若しくは第四号に掲げる業務(以下「事業主支援業務」という。)又は雇用安定事業関係業務を行うときは、これらの業務の開始前に、これらの業務の実施に関する規程(以下「業務規程」という。)を定め、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程には、事業主支援業務及び雇用安定事業関係業務の実施方法その他の厚生労働省令で定める事項を定めておかななければならない。

3 厚生労働大臣は、第一項の認可をした業務規程が事業主支援業務又は雇用安定事業関係業務の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、港湾労働者雇用安定センターに対し、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(区分経理)

第三十三条 港湾労働者雇用安定センターは、厚生労働省令で定めるところにより、事業主支援業務に係る経理、雇用安定事業関係業務に係る経理及びその他の業務に係る経理をそれぞれ区分して整理しなければならない。

(事業計画書等)

第三十四条 港湾労働者雇用安定センターは、毎事業年度、厚生労働省令で定めるところにより、事業計画書及び収支予算書を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 事業計画書は、当該港湾に係る港湾雇用安定等計画の定めるところに即して作成するものとする。

3 港湾労働者雇用安定センターは、厚生労働省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、厚生労働大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(交付金)

第三十五条 国は、予算の範囲内において、港湾労働者雇用安定センターに対し、雇用安定事業関係

業務に要する費用の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

(厚生労働省令への委任)

第三十六条 この章に定めるもののほか、港湾労働者雇用安定センターが雇用安定事業関係業務を行う場合における港湾労働者雇用安定センターの財務及び会計に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(役員を選任及び解任)

第三十七条 港湾労働者雇用安定センターの役員を選任及び解任は、厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

- 2 港湾労働者雇用安定センターの役員が、この章の規定(当該規定に基づく命令又は処分を含む。)若しくは第三十二条第一項の規定により認可を受けた業務規程に違反する行為をしたとき、第三十条に規定する業務に関し著しく不適当な行為をしたとき、又はその在任により港湾労働者雇用安定センターが第二十八条第二項第三号に該当することとなるときは、厚生労働大臣は、当該港湾労働者雇用安定センターに対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(報告及び検査)

第三十八条 厚生労働大臣は、第三十条に規定する業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、港湾労働者雇用安定センターに対し、当該業務の状況に関し必要な報告をさせ、又は所属の職員に、港湾労働者雇用安定センターの事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(監督命令)

第三十九条 厚生労働大臣は、この章の規定を施行するために必要な限度において、港湾労働者雇用安定センターに対し、第三十条に規定する業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)

第四十条 厚生労働大臣は、港湾労働者雇用安定センターが次の各号のいずれかに該当するときは、第二十八条第一項の指定(以下この条において「指定」という。)を取り消し、又は期間を定めて第三十条に規定する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第三十条に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 指定に関し不正の行為があつたとき。

三 この章の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

四 第二十九条第一項の条件に違反したとき。

五 第三十二条第一項の規定により認可を受けた業務規程に違反して事業主支援業務又は雇用安定事業関係業務を行つたとき。

- 2 厚生労働大臣は、前項の規定により指定を取り消し、又は第三十条に規定する業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

(聴聞の特例)

第四十一条 厚生労働大臣は、前条第一項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

- 2 前条第一項の規定による処分に係る聴聞の主宰者は、行政手続法第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

(厚生労働大臣による雇用安定事業関係業務の実施)

第四十二条 厚生労働大臣は、第四十条第一項の規定により、指定を取り消し、若しくは雇用安定事業関係業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は港湾労働者雇用安定センターが雇用安定事業関係業務を行うことが困難となった場合において必要があると認めるときは、当該雇用安定事業関係業務を自ら行うものとする。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により雇用安定事業関係業務を行うものとし、又は同項の規定により行っている雇用安定事業関係業務を行わないものとするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

- 3 厚生労働大臣が、第一項の規定により雇用安定事業関係業務を行うものとし、又は同項の規定により行っている雇用安定事業関係業務を行わないものとする場合における当該雇用安定事業関係業務の引継ぎその他の必要な事項は、厚生労働省令で定める。

## 第六章 雑 則

(港湾労働者派遣事業に係る事業主の義務)

第四十三条 事業主は、第二十八条第一項の指定に係る港湾において、その常時雇用する労働者以外

の者を港湾運送の業務に従事させようとするときは、港湾労働者派遣事業に係る労働者派遣の役務の提供を受けなければならない。ただし、当該港湾において港湾労働者派遣事業を営んでいるすべての港湾派遣元事業主に対し労働者の派遣を求め、又は港湾労働者雇用安定センターに対し労働者派遣契約の締結についてのあつせんを求めたにもかかわらず当該港湾労働者派遣事業に係る労働者派遣の役務の提供を受けられない場合は、この限りでない。

(公共職業安定所長に対する申告)

第四十四条 港湾労働者は、事業主が第三章（これに基づく命令を含む。）又は前条の規定に違反する事実がある場合においては、その事実を公共職業安定所長に申告することができる。

2 事業主は、前項の申告をしたことを理由として、港湾労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

(報告及び検査)

第四十五条 公共職業安定所長は、第七条の規定を施行するために必要な限度において、厚生労働省令で定めるところにより、事業主に対し、必要な事項を報告させることができる。

2 公共職業安定所長は、第七条の規定を施行するために必要な限度において、所属の職員に、事業主の事業所その他の施設に立ち入り、関係者に質問させ、又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 第三十八条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(経過措置の政令への委任)

第四十六条 第二条第一号若しくは第二号ロ又は第十三条第一号の規定に基づいて政令を制定し、又は改廃する場合には、政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(厚生労働省令への委任)

第四十七条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な手続その他の事項は、厚生労働省令で定める。

## 第七章 罰 則

第四十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。  
一 偽りその他不正の行為により第十二条第一項の許可又は第十七条第二項の規定による許可の有効期間の更新を受けた者

二 第二十一条第二項の規定による命令に違反した者

三 第二十二条の規定に違反した者

第四十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第一項又は第四十四条第二項の規定に違反した者

二 第十八条第一項の規定に違反して第十二条第二項第四号に掲げる事項を変更した者

三 偽りその他不正の行為により第十八条第一項の許可を受けた者

第五十条 第三十九条の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第五十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第九条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十二条第二項（第十七条第五項及び第十八条第二項において準用する場合を含む。）に規定する申請書又は第十二条第三項（第十七条第五項及び第十八条第二項において準用する場合を含む。）に規定する書類に虚偽の記載をして提出した者

三 第十八条第三項、第十九条第一項又は第二十条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

四 第三十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

五 第四十五条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

六 第四十五条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第五十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第四十八条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則 (抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十四年一月一日から施行する。

(港湾労働法の廃止)

第二条 港湾労働法（昭和四十年法律第百二十号）は、廃止する。

（港湾労働者の雇用の届出等に関する経過措置）

第三条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に前条の規定による廃止前の港湾労働法（以下「旧法」という。）第十三条第一項若しくは第二十一条又は第十六条第二項の規定により行われた届出は、それぞれ第九条第一項又は第十条第二項の規定により行われた届出とみなす。

2 施行日前に旧法第十三条第二項の規定により交付された常用港湾労働者証は、第九条第二項の規定により交付された港湾労働者証とみなす。

## ○ 港湾労働法施行令

（昭和六三年一月一三日政令第百三十五号）

最終改正：平成二九年六月三〇日政令第一七六号

（法第二条第一号の港湾及びその水域）

第一条 港湾労働法（以下「法」という。）第二条第一号の政令で指定する港湾は、別表の上欄に掲げる港湾とし、当該港湾に係る同号の政令で定める区域は、それぞれ同表の下欄に掲げる区域とする。

（法第二条第二号ロの政令で定める行為）

第二条 法第二条第二号ロの政令で定める行為は、他人の需要に応じて行う次に掲げる行為とする。

- 一 船舶に積み込まれた貨物の位置の固定若しくは積載場所の区画又は船積貨物の荷造り若しくは荷直し
- 二 法第二条第二号イに規定する行為に先行し、又は後続する船倉の清掃
- 三 船舶若しくは、はしけにより若しくはいかだに組んで運送された貨物の別表の上欄に掲げる港湾の水域の沿岸からおおむね五百メートル（東京及び大阪の港湾にあつては二百メートル）の範囲内において厚生労働大臣が指定した区域内にある倉庫（船舶若しくははしけにより又はいかだに組んで運送に係る貨物以外の貨物のみを通常取り扱うものを除く。以下「港湾倉庫」という。）への搬入（上屋その他の荷さばき場から搬出された貨物の搬入であつて、港湾運送事業法（昭和二十六年法律第百六十一号）第二条第三項に規定する港湾運送関連事業のうち同項第一号に掲げる行為に係るもの若しくは同法第三条第一号から第四号までに掲げる事業又は倉庫業法（昭和三十一年法律第百二十一号）第二条第二項に規定する倉庫業のうち港湾倉庫に係るものを営む者（以下「港湾運送関係事業

者」という。）以外の者が行うものを除く。）、船舶若しくは、はしけにより若しくはいかだに組んで運送されるべき貨物の港湾倉庫からの搬出（上屋その他の荷さばき場に搬入すべき貨物の搬出であつて、港湾運送関係事業者以外の者が行うものを除く。）又は貨物の港湾倉庫における荷さばき。ただし、冷蔵倉庫の場合にあつては、貨物の当該倉庫に附属する荷さばき場から冷蔵室への搬入、冷蔵室から当該倉庫に附属する荷さばき場への搬出及び冷蔵室における荷さばきを除く。

四 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第一項に規定する道路運送車両若しくは鉄道（軌道を含む。）（以下「車両等」という。）により運送された貨物の港湾倉庫若しくは上屋その他の荷さばき場への搬入（港湾運送関係事業者以外の者が行う当該貨物の搬入を除く。）又は車両等により運送されるべき貨物の港湾倉庫若しくは上屋その他の荷さばき場からの搬出（港湾運送関係事業者以外の者が行う当該貨物の搬出を除く。）。ただし、冷蔵倉庫の場合にあつては、貨物の当該倉庫に附属する荷さばき場から冷蔵室への搬入及び冷蔵室から当該倉庫に附属する荷さばき場への搬出を除く。

（法第十三条第一号の政令で定める労働に関する法律の規定）

第三条 法第十三条第一号（法第十七条第五項及び第十八条第二項において準用する場合を含む。）の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第百十七条、第百十八条第一項（同法第六条及び第五十六条に係る部分に限る。）、第百十九条（同法第十六条、第十七条、第十八条第一項及び第三十七条に係る部分に限る。）及び第百二十条（同法第十八条第七項及び第二十三条から第二十七条までに係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第二百一条の規定（これらの規定が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。第十号において「労働者派遣法」という。）第四十四条（第四項を除く。）の規定により適用される場合を含む。）
- 二 職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第六十三条、第六十四条、第六十五条（第一号を除く。）及び第六十六条の規定並びにこれらの規定に係る同法第六十七条の規定

- 三 最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)第四十条の規定及び同条の規定に係る同法第四十二条の規定
- 四 建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)第四十九条、第五十条及び第五十一条(第二号及び第三号を除く。)の規定並びにこれらの規定に係る同法第五十二条の規定
- 五 賃金の支払の確保等に関する法律(昭和五十一年法律第三十四号)第十八条の規定及び同条の規定に係る同法第二十条の規定
- 六 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平成三年法律第五十七号)第十九条、第二十条及び第二十一条(第三号を除く。)の規定並びにこれらの規定に係る同法第二十二條の規定
- 七 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第六十二条から第六十五条までの規定
- 八 林業労働力の確保の促進に関する法律(平成八年法律第四十五号)第三十二条、第三十三条及び第三十四条(第三号を除く。)の規定並びにこれらの規定に係る同法第三十五条の規定
- 九 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十八年法律第八十九号)第八十八条、第八十九条、第一百条(同法第四十四条に係る部分に限る。)、第一百一条(第一号を除く。))及び第一百十二条(第一号(同法第三十五条第一項に係る部分に限る。))及び第六号から第十号までに係る部分に限る。)の規定並びにこれらの規定に係る同法第一百三條の規定
- 十 労働者派遣法第四十四条第四項の規定により適用される労働基準法第百十八条、第百十九条及び第二百一条の規定並びに労働者派遣法第四十五条第七項の規定により適用される労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第百十九条及び第二百二十二条の規定

附 則 (抄)

(施行期日)

第一条 この政令は、昭和六十四年一月一日から施行する。

(港湾労働法施行令の廃止)

第二条 港湾労働法施行令(昭和四十年政令第三百六十一号)は、廃止する。

別表(第一条、第二条関係)

港 湾	区 域
東 京	(省略)
横 浜	(省略)
名古屋	港則法施行令(昭和四十年政令第二百十九号)に規定する名古屋港の区域
大 阪	(省略)
神 戸	(省略)
関 門	(省略)

○ 港湾労働法施行規則

(昭和六三年一月三日労働省令第三五号)  
最終改正：令和三年三月二日厚生労働省令第五三号

目 次

- 第一章 港湾労働者の雇用の改善、能力の開発及び向上等(第一条—第十条)
- 第二章 港湾労働者派遣事業(第十一条—第二十三条)
- 第三章 港湾労働者雇用安定センター(第二十四条—第四十四条)
- 第四章 雑則(第四十五条)

附 則

- 第一章 港湾労働者の雇用の改善、能力の開発及び向上等

(雇用管理者の選任)

第一条 港湾労働法(以下「法」という。)第六条第一項の雇用管理者の選任は、港湾運送の業務を行う事業所ごとに行わなければならない。

(法第六条第一項第三号の厚生労働省令で定める事項)

第二条 法第六条第一項第三号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 港湾労働者の雇用の安定その他の港湾労働者の福祉の増進を図るために事業主が行う労働時間等の労働環境の改善に関する事。
- 二 法第七条第一項の規定による勧告を受けた場合にあっては、当該勧告に係る公共職業安定所との連絡に関する事又は同条第二項の雇用管理に関する計画の作成及び当該計画の円滑な実施に関する事。

(港湾労働者雇用届)



第三条 法第九条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 届出に係る労働者に関する次に掲げる事項
    - イ 生年月日、性別及び住所
    - ロ 雇入年月日及び雇用期間
    - ハ 主として従事する業務
  - ニ 港湾労働者派遣事業の派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。）第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）である場合には、その旨
  - ホ 雇用保険及び健康保険その他の社会保険の適用の状況
- 二 届出に係る労働者を港湾運送の業務に従事させる事業所の名称及び所在地
  - 三 届出に係る労働者が港湾運送の業務に従事する港湾

2 法第九条第一項の規定による届出は、港湾労働者雇用届（様式第一号）を届出に係る労働者を港湾運送の業務に従事させる事業所の所在地を管轄する公共職業安定所であって厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）第七百九十三条の規定により港湾労働者証に関する事務を取り扱う公共職業安定所（当該事業所の所在地を管轄する公共職業安定所が同項の規定により港湾労働者証に関する事務を取り扱う公共職業安定所でないときは、同項の規定により当該事務を取り扱う公共職業安定所のうち、当該事業所において常時港湾運送の業務に従事させるすべての常用労働者（法第九条第一項に規定する日雇労働者（第八条及び第九条において「日雇労働者」という。）以外の労働者をいう。以下同じ。）に係る当該事務を取り扱う公共職業安定所として事業主が選択する公共職業安定所）の長である公共職業安定所長（以下「管轄公共職業安定所長」という。）に提出することによって行わなければならない。

3 常時港湾運送の業務に従事させる常用労働者に係る港湾労働者雇用届には、当該常用労働者の写真一枚を添えなければならない。

4 港湾労働者雇用届の提出を受けた管轄公共職業安定所長は、必要があると認めるときは、届出に係る労働者が当該事業主に雇用される常用労働者であることを証明するに足りる書類の提出又は提示を求めることができる。

（港湾労働者証の交付等）

第四条 法第九条第二項の規定による港湾労働者証の交付は、当該港湾労働者証に係る労働者を雇用する事業主を通じて行うものとする。

2 港湾労働者証は、様式第二号による。

（常用労働者の氏名の変更の届出等）

第五条 事業主は、次に掲げる場合には、速やかに、文書で、その旨を管轄公共職業安定所長に届け出なければならない。

一 港湾労働者証の交付を受けた常用労働者の氏名に変更があつたとき。

二 港湾労働者証の交付を受けた常用労働者を他の事業所に転勤させたとき（第七条第一項第三号に該当する場合を除く。）。

三 港湾労働者証の交付を受けた常用労働者を新たに港湾労働者派遣事業に係る労働者派遣（労働者派遣法第二条第一号に規定する労働者派遣をいう。以下同じ。）の対象としたとき又は港湾労働者派遣事業に係る労働者派遣の対象から除外したとき。

四 港湾労働者証の交付を受けた常用労働者が主として従事する業務に変更があつたとき。

五 法第二十五条第四項の厚生労働大臣が定める資格を有する港湾労働者派遣事業の派遣労働者であって派遣事業対象業務（労働者派遣により当該港湾労働者派遣事業の派遣労働者に従事させる港湾運送の業務をいう。以下同じ。）に同項の厚生労働大臣が定める期間以上従事した経験を有しないものが、当該業務に当該期間以上従事するに至つたとき。

六 事業所の名称又は所在地に変更があつたとき。

2 事業主は、前項の規定による届出をするときは、併せて、届出に係る常用労働者（同項第六号に該当することにより届出をするときは、届出に係る事業所において常時港湾運送の業務に従事させるすべての常用労働者）の港湾労働者証を提出しなければならない。

3 港湾労働者証の交付を受けた常用労働者は、その氏名を変更したときは、速やかに、その旨を事業主に申し出るとともに、港湾労働者証を提出しなければならない。

4 前項の規定によるほか、港湾労働者証の交付を受けた常用労働者は、事業主から第二項の規定により港湾労働者証を提出するためにその所持する港湾労働者証の提出を求められたときは、これを事業主に提出しなければならない。

5 第二項の規定による港湾労働者証の提出を受けた管轄公共職業安定所長は、当該港湾労働者証に必要な改訂をしたうえ、事業主に返還しなければならない。

6 前項の規定による港湾労働者証の返還を受けた事業主は、速やかに、当該港湾労働者証を当該常用労働者に交付しなければならない。

(港湾労働者証の再交付等)

第六条 事業主は、港湾労働者証の交付を受けた常用労働者が港湾労働者証を亡失し、若しくは港湾労働者証が滅失したとき、又は港湾労働者証の写真が本人であることを認め難くなったときは、港湾労働者証再交付等申請書(様式第三号)を管轄公共職業安定所長に提出することによつて、港湾労働者証の再交付又は写真のはり換えを申請しなければならない。事業主がその雇用する常用労働者に係る港湾労働者証を亡失し、又は港湾労働者証が滅失したときも同様とする。

2 港湾労働者証再交付等申請書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一 当該港湾労働者証に係る常用労働者の写真一枚

二 港湾労働者証の写真が本人であることを認め難くなったことにより港湾労働者証の写真のはり換えを申請するときは、当該港湾労働者証

3 港湾労働者証の交付を受けた常用労働者は、港湾労働者証を亡失し、若しくは港湾労働者証が滅失したとき、又はその写真が本人であることを認め難くなったときは、その旨を事業主に申し出るとともに、その写真のはり換えを必要とする港湾労働者証を事業主に提出しなければならない。

4 事業主は、第一項の規定による申請に基づき港湾労働者証の再交付又は写真のはり換えを受けたときは、速やかに、当該港湾労働者証を当該常用労働者に交付しなければならない。

5 港湾労働者証が亡失したことによりその再交付を受けた者が亡失した港湾労働者証を発見したときは、速やかに、当該港湾労働者証を管轄公共職業安定所長に返納しなければならない。

(港湾労働者証の返納)

第七条 事業主は、港湾労働者証の交付を受けた常用労働者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者の港湾労働者証を管轄公共職業安定所長に返納しなければならない。

一 死亡したとき。

二 退職したとき。

三 前二号に掲げる場合のほか、常時港湾運送の業務に従事する常用労働者でなくなったとき。

2 港湾労働者証の交付を受けた常用労働者は、前項第二号又は第三号に該当するときは、速やかに、港湾労働者証を事業主に提出しなければならない。死亡した常用労働者の親族又は同居の縁故者でその者の港湾労働者証を所持するものについても、同様とする。

(公共職業安定所の紹介によらない日雇労働者の雇用)

第八条 法第十条第一項の厚生労働省令で定める理由は、次のとおりとする。

一 公共職業安定所に日雇労働者に係る求人の申込みをしたにもかかわらず適格な求職者がいないためにその紹介を受けることができないこと。

二 公共職業安定所に日雇労働者に係る求人の申込みをし、公共職業安定所から日雇労働者の紹介を受けたにもかかわらず、当該日雇労働者が正当な理由がなく港湾運送の業務に就くことを拒み、又は当該事業主が正当な理由により当該日雇労働者の雇入れを拒んだ場合において、当該日雇労働者に代わる日雇労働者の紹介を受けることができないこと。

三 天災その他やむを得ない理由により緊急に港湾運送の業務を行う必要がある場合において、公共職業安定所に日雇労働者に係る求人の申込みを行ういとまがないこと。

四 天災その他避けることができない事故により、公共職業安定所に求人の申込みをすることができないこと。

五 職業安定法(昭和二十二年法律第四百一十一号)第二十条の規定により、公共職業安定所から日雇労働者の紹介を受けることができないこと。

六 前各号に掲げる理由に準ずる理由であつて厚生労働大臣が定めるもの

第九条 法第十条第二項の規定による届出は、届出に係る日雇労働者を港湾運送の業務に従事させる前に、日雇労働者雇用届(様式第四号)を管轄公共職業安定所長に提出することによつて行わなければならない。

(事業主の報告)

第十条 法第十一条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 港湾労働者の数

二 港湾労働者の雇入れ、離職及び配置の転換の状況

三 新たに港湾労働者派遣事業に係る労働者派遣の対象とした港湾労働者の数及び港湾労働者派遣事業に係る労働者派遣の対象から除外した港湾労働者の数

四 港湾労働者の港湾運送の業務への就労の状況

五 港湾労働者に対する教育訓練の実施状況

2 事業主は、港湾運送の業務を行う事業所ごとに、毎月における前項各号に掲げる事項を、様式第五号により、翌月十五日までに、管轄公共職業安定所長に報告しなければならない。

## 第二章 港湾労働者派遣事業

(許可の申請手続)

第十一条 法第十二条第二項の申請書は、港湾労働者派遣事業許可申請書(様式第六号)のとおりとする。

2 法第十二条第三項の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。

一 申請者が法人である場合にあっては、次に掲げる書類

イ 定款

ロ 登記事項証明書

ハ 役員の住民票の写し(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定する中長期在留者にあつては住民票の写し(国籍等(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。以下この号において同じ。))及び在留資格(出入国管理及び難民認定法第二条の二第一項に規定する在留資格をいう。))を記載したものに限り。))とし、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法(平成三年法律第七十一号)に定める特別永住者にあつては住民票の写し(国籍等及び同法に定める特別永住者である旨を記載したものに限り。))とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三第一号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写しとする。以下同じ。))及び履歴書

二 役員の精神の機能の障害に関する医師の診断書(当該役員が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限り。))

ホ 役員が未成年者で港湾労働者派遣事業に関し営業の許可を受けていない場合にあっては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

(1) 当該役員の法定代理人が個人である場合  
当該法定代理人の住民票の写し及び履歴書並びに当該法定代理人の精神の機能の障害に関する医師の診断書(当該法定代理人が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限り。))

(2) 当該役員の法定代理人が法人である場合  
当該法定代理人に係るイから二までに掲げる書類(法定代理人の役員が未成年者で港湾労働者派遣事業に関し営業の許可を受けていない場合にあっては、当該役

員の法定代理人(法人に限る。))に係るイから二までに掲げる書類又は当該役員の法定代理人(個人に限る。以下この(2)において同じ。))の住民票の写し及び履歴書並びに当該役員の法定代理人の精神の機能の障害に関する医師の診断書(当該役員の法定代理人が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限り。))を含む。))

ヘ 個人情報の適正管理及び秘密の保持に関する規程(以下「個人情報適正管理規程」という。))

ト 港湾運送事業(港湾運送の業務を行う事業をいい、港湾労働者派遣事業許可申請書又は第十七条第一項に規定する派遣事業対象業務変更許可申請書に記載された派遣事業対象業務と同一の種類の港湾運送の業務を行うものに限る。以下同じ。))の港湾労働者派遣事業の許可の申請の日の属する月の前月末を末日とする一年間の実績報告書

チ 最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書

リ 港湾労働者派遣事業に関する資産の内容及びその権利関係を証する書類

ヌ 選任する派遣元責任者(法第二十三条の規定により読み替えて適用する労働者派遣法第三十六条に規定する派遣元責任者をいう。以下同じ。))の住民票の写し及び履歴書及び第二十三条第二項の規定により読み替えて適用する労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則(昭和六十一年労働省令第二十号)第二十九条の二第一号に規定する講習を修了したことを証する書類(以下「受講証明書」という。))並びに当該派遣元責任者の精神の機能の障害に関する医師の診断書(当該派遣元責任者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限り。))

二 申請者が個人である場合にあっては、次に掲げる書類

イ 住民票の写し及び履歴書

ロ 申請者の精神の機能の障害に関する医師の診断書(当該申請者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限り。))

ハ 申請者が未成年者で港湾労働者派遣事業に関し営業の許可を受けていない場合にあっては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

- (1) 当該申請者の法定代理人が個人である場合 当該法定代理人の住民票の写し及び履歴書並びに当該法定代理人の精神の機能の障害に関する医師の診断書（当該法定代理人が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。）
- (2) 当該申請者の法定代理人が法人である場合 当該の法定代理人に係る前号イからニまでに掲げる書類（法定代理人の役員が未成年者で港湾労働者派遣事業に関し営業の許可を受けていない場合にあっては、当該役員が法定代理人（法人に限る。）に係る前号イからニまでに掲げる書類又は当該役員が法定代理人（個人に限る。以下この(2)において同じ。）の住民票の写し及び履歴書並びに当該役員が法定代理人の精神の機能の障害に関する医師の診断書（当該役員が法定代理人が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。）を含む。）

ニ 前号へ、ト、リ及びヌに掲げる書類

- 3 前項第一号トの実績報告書は、港湾運送事業実績報告書（様式第七号）のとおりとする。
- 4 法第十二条第三項の規定により添付すべき事業計画書は、港湾労働者派遣事業計画書（様式第八号）のとおりとする。
- 5 申請者が二以上の事業所を設けて港湾労働者派遣事業を行おうとする場合において、一の事業所に関する港湾労働者派遣事業の許可の申請に際し、法人にあっては第二項第一号イからホまでに掲げる書類を、個人にあっては同項第二号イからハマまでに掲げる書類を添付したときは、当該事業所（以下「統括事業所」という。）以外の事業所に関する港湾労働者派遣事業の許可の申請に際しては、当該書類を添付することを要しない。
- 6 申請者が他の事業所において港湾労働者派遣事業を行っている場合において、当該申請者が港湾労働者派遣事業を行っている当該他の事業所の派遣元責任者を当該申請に係る事業所の派遣元責任者として引き続き選任するときは、法人にあっては第二項第一号ヌに掲げる書類のうち履歴書及び受講証明書（選任する派遣元責任者の住所に変更

がないときは、住民票の写し及び履歴書及び受講証明書。以下この項において同じ。）を、個人にあっては同項第二号ニに掲げる書類のうち履歴書及び受講証明書を添付することを要しない。

- 7 申請者が当該申請に係る港湾における法第二条第三号イに規定する事業主（第十六条第六項において「一般港湾運送事業等の事業主」という。）である場合においては、法人にあっては第二項第一号チ及びリに掲げる書類を、個人にあっては同項第二号ニに掲げる書類のうち同項第一号リに掲げるものを添付することを要しない。

（法第十三条第三号の厚生労働省令で定める者）

- 第十一条の二 法第十三条第三号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により港湾労働者派遣事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（法第十四条第一項第一号の厚生労働省令で定めるもの）

- 第十二条 法第十四条第一項第一号（法第十八条第二項において準用する場合を含む。）の厚生労働省令で定めるものは、適法に港湾運送事業を営んでいるものであって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 港湾労働者派遣事業の許可の申請の日の属する日の前月末を末日とする一年間において毎月港湾運送事業の実績を有するもの

二 前号に掲げる者以外の者であって、港湾労働者派遣事業の許可の日以後において毎月港湾運送事業を行うことが確実に見込まれるもの

（許可証）

- 第十三条 法第十五条第一項の許可証は、港湾労働者派遣事業許可証（様式第九号。以下単に「許可証」という。）のとおりとする。

（許可証の再交付）

- 第十四条 法第十五条第三項の規定により許可証の再交付を受けようとする事業主は、許可証再交付申請書（様式第十号）を、厚生労働大臣に提出しなければならない。

（許可証の返納等）

- 第十五条 許可証の交付を受けた事業主は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該事実のあつた日の翌日から起算して十日以内に、許可証（第三号の場合にあっては、発見し、又は回復した許可証）を厚生労働大臣に返納しなければならない。

一 許可が取り消されたとき。

二 許可の有効期間が満了したとき。

- 三 許可証の再交付を受けた場合において、亡失した許可証を発見し、又は回復したとき。
- 2 許可証の交付を受けた事業主が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に掲げる者は、当該事実のあつた日の翌日から起算して十日以内に、許可証を厚生労働大臣に返納しなければならない。
- 一 死亡した場合 同居の親族又は法定代理人
  - 二 法人が合併により消滅した場合 合併後存続し、又は合併により設立された法人の代表者

(許可の有効期間の更新の申請手続)

- 第十六条 法第十七条第二項の規定による許可の有効期間の更新を受けようとする者は、当該許可の有効期間が満了する日の三十日前までに、港湾労働者派遣事業許可有効期間更新申請書(様式第六号)を、厚生労働大臣に提出しなければならない。
- 2 法第十七条第五項において準用する法第十二条第三項の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。
- 一 申請者が法人である場合にあつては、第十一条第二項第一号イ、ロ、ホからリまで及びヌ(受講証明書及び医師の診断書に係る部分に限る。)に掲げる書類
  - 二 申請者が個人である場合にあつては、第十一条第二項第一号へ、ト、リ及びヌ(受講証明書及び医師の診断書に係る部分に限る。)並びに同項第二号ロに掲げる書類
- 3 法第十七条第五項において準用する法第十二条第三項の規定により添付すべき事業計画書は、港湾労働者派遣事業計画書(様式第八号)のとおりとする。
- 4 法第十七条第二項の規定による許可の有効期間の更新は、当該更新を受けようとする者が現に有する許可証と引換えに新たな許可証を交付することにより行うものとする。
- 5 統括事業所の事業主が、当該統括事業所以外の事業所に関し法第十七条第二項の規定による許可の有効期間の更新を受けようとするときは、法人にあつては第十一条第二項第一号イからホまでに掲げる書類を、個人にあつては同項第二号イからハまでに掲げる書類を添付することを要しない。
- 6 申請者が当該申請に係る港湾における一般港湾運送事業等の事業主である場合においては、法人にあつては第十一条第二項第一号チ及びリに掲げる書類を、個人にあつては同項第二号ニに掲げる書類のうち同項第一号リに掲げるものを添付することを要しない。

(変更の許可の申請手続)

- 第十七条 法第十八条第一項の規定による許可を受けようとする者は、派遣事業対象業務変更許可申請書(様式第十一号)を、厚生労働大臣に提出しなければならない。
- 2 法第十八条第二項において準用する法第十二条第三項の厚生労働省令で定める書類は、港湾運送事業の派遣事業対象業務の種類の変更の許可の申請の日の属する月の前月末を末日とする一年間の実績報告書(様式第七号)とする。
- 3 法第十八条第二項において準用する法第十二条第三項の規定により添付すべき事業計画書は、港湾労働者派遣事業計画書(様式第八号)のとおりとする。
- 4 法第十八条第一項の規定による許可は、当該許可を受けようとする者が現に有する許可証と引換えに新たな許可証を交付することにより行うものとする。

(変更の届出等)

- 第十八条 法第十八条第三項又は法第十九条第一項の規定による届出をしようとする者は、当該変更に係る事実のあつた日の翌日から起算して十日以内(次項の規定により登記事項証明書を添付すべき場合及び法第十二条第二項第六号に掲げる事項の変更に係る届出にあつては、三十日以内)に、当該届出に係る事項が許可証の記載事項に該当しない場合にあつては港湾労働者派遣事業変更届出書(様式第十号)を、当該届出に係る事項が許可証の記載事項に該当する場合にあつては港湾労働者派遣事業変更届出書及び許可証書換申請書(様式第十号)を厚生労働大臣に提出しなければならない。
- 2 前項の港湾労働者派遣事業変更届出書又は港湾労働者派遣事業変更届出書及び許可証書換申請書には、第十一条第二項に規定する書類のうち当該変更事項に係る書類を添付しなければならない。
- 3 法第十二条第二項第六号に掲げる事項のうち派遣元責任者の氏名に変更があつた法第十八条第一項に規定する港湾派遣元事業主(以下「港湾派遣元事業主」という。)が他の事業所において港湾労働者派遣事業を行っている場合において、当該港湾派遣元事業主が港湾労働者派遣事業を行っている当該他の事業所の派遣元責任者を当該変更に係る事業所の変更後の派遣元責任者として引き続き選任したときは、法人にあつては第十一条第二項第一号ヌに掲げる書類のうち履歴書及び受講証明書(選任した派遣元責任者の住所に変更がないときは、住民票の写し及び履歴書及び受講証明書。以下この項において同じ。)を、個人にあつては



同項第二号ニに掲げる書類のうち履歴書及び受講証明書を添付することを要しない。

(廃止の届出)

第十九条 法第二十条第一項の規定による届出をしようとする者は、当該港湾労働者派遣事業を廃止した日の翌日から起算して十日以内に、許可証を添えて、港湾労働者派遣事業廃止届出書（様式第十二号）を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(統括事業所の変更)

第二十条 統括事業所に係る港湾労働者派遣事業を行わなくなった者は、速やかに、その旨を記載した書面を厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の書面の提出があった場合において必要があると認めるときは、当該事業主の意見を聴いて、当該事業主に係る他の事業所を統括事業所として定めるものとする。

(書類の提出の経由)

第二十一条 法第四章又はこの章の規定により厚生労働大臣に提出する書類は、管轄公共職業安定所長を経由して提出するものとする。

(提出すべき書類の部数)

第二十二条 法第四章又はこの章の規定により厚生労働大臣に提出する書類（許可証を除く。）は、正本にその写し二通（第十一条第二項、第十六条第二項、第十七条第二項、第十八条第二項に規定する書類にあっては、一通）を添えて提出しなければならない。

(労働者派遣法施行規則の特例等)

第二十三条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（以下この条において「労働者派遣法施行規則」という。）第十七条第二項の規定にかかわらず、港湾派遣元事業主が労働者派遣法第二十三条第一項の規定により提出すべき事業報告書及び収支決算書は、それぞれ港湾労働者派遣事業報告書（様式第十三号）及び港湾労働者派遣事業収支決算書（様式第十四号）のとおりとし、労働者派遣法施行規則第四十八条の規定にかかわらず、港湾派遣元事業主及び港湾労働者派遣事業に係る派遣先に対する立入検査のための労働者派遣法第五十一条第二項に規定する証明書は、港湾労働者派遣事業立入検査証（様式第十五号）のとおりとする。

2 港湾派遣元事業主に関する労働者派遣法施行規則の規定の適用については、労働者派遣法施行規則第十九条中「派遣元事業主の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長」とあるのは「港

湾労働法施行規則第三条第二項に規定する管轄公共職業安定所長（以下単に「管轄公共職業安定所長」という。）」と、労働者派遣法施行規則第二十五条の二第一項中「同項各号」とあるのは「同項第二号から第四号まで」と、労働者派遣法施行規則第二十五条の三、第二十五条の四及び第二十五条の五第三号中「特定有期雇用派遣労働者等」とあるのは「有期雇用派遣労働者等」と、労働者派遣法施行規則第二十九条の二中「三年」とあるのは「五年」と、労働者派遣法施行規則第四十六条の二中「都道府県労働局職業安定部（東京労働局、愛知労働局及び大阪労働局にあっては、需給調整事業部。）」とあるのは「都道府県労働局職業安定部」と、労働者派遣法施行規則第五十五条中「厚生労働大臣の権限」とあるのは「厚生労働大臣の権限（第四号及び第六号に掲げる事項に係るものに限る。）」と、「都道府県労働局長」とあるのは「管轄公共職業安定所長」とし、労働者派遣法施行規則第十九条ただし書、第二十二条第五号、第二十五条第三項及び第二十五条の五第二号の規定は、適用しない。

3 港湾労働者派遣事業に係る派遣先に関する労働者派遣法施行規則の規定の適用については労働者派遣法施行規則第三十六条第五号中「場所並びに組織単位」とあるのは「場所」とし、労働者派遣法施行規則第二十二条第五号、第三十四条第二号ただし書及び第三十五条第三項の規定は適用しない。

### 第三章 港湾労働者雇用安定センター

(指定の申請)

第二十四条 法第二十八条第一項の規定による指定を受けようとする者は、各港湾について、次の事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所
- 二 代表者の氏名
- 三 事務所の所在地

2 前項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

- 一 定款及び登記事項証明書
- 二 最近の事業年度における事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録その他の経理的及び技術的基礎を有することを明らかにする書類
- 三 申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における法第三十条に規定する業務に関する基本的な計画及びこれに伴う予算
- 四 役員の名及び略歴を記載した書面

五 役員の精神の機能の障害に関する医師の診断書（当該役員が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。）

（法第二十八条第二項第三号の厚生労働省令で定める者）

第二十四条の二 法第二十八条第二項第三号ロの厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により法第三十条に規定する業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（名称等の変更の届出）

第二十五条 法第二十八条第四項の規定による届出をしようとする法第二十八条第三項に規定する港湾労働者雇用安定センター（以下「港湾労働者雇用安定センター」という。）は、次の事項を記載した書面を厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 変更後の名称若しくは住所又は事務所の所在地
- 二 変更しようとする日
- 三 変更の理由

（雇用安定事業関係業務を行う事務所の変更の届出）

第二十六条 港湾労働者雇用安定センターは、法第三十一条第二項後段の規定による届出をしようとするときは、次の事項を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 変更後の法第三十一条第二項に規定する雇用安定事業関係業務（以下「雇用安定事業関係業務」という。）を行う事務所の所在地
- 二 変更しようとする日
- 三 変更しようとする理由

（業務規程の変更の認可の申請）

第二十七条 港湾労働者雇用安定センターは、法第三十二条第一項後段の規定による認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 変更しようとする事項
- 二 変更しようとする日
- 三 変更の理由

（法第三十二条第二項の厚生労働省令で定める事項）

第二十八条 法第三十二条第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 法第三十二条第一項に規定する事業主支援業務（以下「事業主支援業務」という。）の実施方法に関する事項

二 雇用安定事業関係業務の実施方法に関する事項

（経理原則）

第二十九条 港湾労働者雇用安定センターは、その業務の財政状態を明らかにするため、財産の増減及び異動をその発生の事実に基づいて経理しなければならない。

（区分経理の方法）

第三十条 港湾労働者雇用安定センターは、事業主支援業務に係る経理及び雇用安定事業関係業務に係る経理についてそれぞれ特別の勘定を設け、事業主支援業務に係る経理、雇用安定事業関係業務に係る経理及びその他の業務に係る経理をそれぞれ区分して整理しなければならない。

（事業計画書等の認可の申請）

第三十一条 港湾労働者雇用安定センターは、法第三十四条第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、毎事業年度開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、事業計画書及び収支予算書を厚生労働大臣に提出して申請しなければならない。

（事業計画書の記載事項）

第三十二条 法第三十四条第一項の事業計画書には、次に掲げる事項に関する計画を記載しなければならない。

- 一 法第三十一条第一項第一号の調査研究に関する事項
- 二 法第三十一条第一項第二号の相談その他の援助に関する事項
- 三 法第三十一条第一項第三号の相談その他の援助に関する事項
- 四 法第三十一条第一項第四号の研修に関する事項
- 五 法第三十一条第一項第五号の港湾労働者派遣事業の派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な事業に関する事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、法第三十条各号に掲げる業務に関する事項

（収支予算書）

第三十三条 収支予算書は、収入にあつてはその性質、支出にあつてはその目的に従って区分するものとする。

（収支予算書の添付書類）

第三十四条 港湾労働者雇用安定センターは、法第三十四条第一項前段の規定により収支予算書について認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 前事業年度の予定貸借対照表
- 二 当該事業年度の予定貸借対照表
- 三 前二号に掲げるもののほか、当該収支予算書の参考となる書類

(事業計画書等の変更の認可の申請)

第三十五条 港湾労働者雇用安定センターは、法第三十四条第一項後段の規定により事業計画書又は収支予算書の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、収支予算書の変更が前条第二号又は第三号に掲げる書類の変更に伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。

(予備費)

第三十六条 港湾労働者雇用安定センターは、予見することができない理由による支出予算の不足を補うため、収入支出予算に予備費を設けることができる。

- 2 港湾労働者雇用安定センターは、雇用安定事業関係業務に係る経理についての特別の勘定（第三十八条第三項において「雇用安定事業関係業務特別勘定」という。）の予備費を使用したときは、速やかに、その旨を厚生労働大臣に通知しなければならない。
- 3 前項の規定による通知は、使用の理由、金額及び積算の基礎を明らかにした書類をもってするものとする。

(予算の流用等)

第三十七条 港湾労働者雇用安定センターは、支出予算については、収支予算書に定める目的の外に使用してはならない。ただし、予算の実施上適当かつ必要であるときは、第三十三条の規定による区分にかかわらず、相互流用することができる。

- 2 港湾労働者雇用安定センターは、厚生労働大臣が指定する経費の金額については、厚生労働大臣の承認を受けなければ、それらの経費の間又は他の経費との間に相互流用し、又はこれに予備費を使用することができない。
- 3 港湾労働者雇用安定センターは、前項の規定による予算の流用又は予備費の使用について厚生労働大臣の承認を受けようとするときは、流用又は使用の理由、金額及び積算の基礎を明らかにした書類を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(予算の繰越し)

第三十八条 港湾労働者雇用安定センターは、支出予算の経費の金額のうち当該事業年度内に支出決定を終わらないものについて、予算の実施上必要があるときは、これを翌事業年度に繰り越して使用することができる。ただし、厚生労働大臣が指定する経費の金額については、あらかじめ、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

- 2 港湾労働者雇用安定センターは、前項ただし書の規定による承認を受けようとするときは、当該事業年度末までに、事項ごとに繰越しを必要とする理由及び金額を明らかにした書類を厚生労働大臣に提出しなければならない。
- 3 港湾労働者雇用安定センターは、雇用安定事業関係業務特別勘定について第一項の規定による繰越しをしたときは、当該事業年度終了後二月以内に、繰越計算書を厚生労働大臣に提出しなければならない。
- 4 前項の繰越計算書は、支出予算と同一の区分により作成し、かつ、当該繰越計算書に繰越しに係る経費の予算現額並びに当該経費の予算現額のうち支出決定済額、翌事業年度への繰越額及び不用額を記載しなければならない。

(事業報告書等の承認の申請)

第三十九条 港湾労働者雇用安定センターは、法第三十四条第三項の規定による承認を受けようとするときは、毎事業年度終了後三月以内に申請しなければならない。

(収支決算書)

第四十条 収支決算書は、収入支出予算と同一の区分により作成し、かつ、当該収支決算書に次に掲げる事項を示さなければならない。

- 一 収入
  - イ 収入予算額
  - ロ 収入決定済額
  - ハ 収入予算額と収入決定済額との差額
- 二 支出
  - イ 支出予定額
  - ロ 前事業年度からの繰越額
  - ハ 予備費の使用の金額及びその理由
  - ニ 流用の金額及びその理由
  - ホ 支出予算の現額
  - ヘ 支出決定済額
  - ト 翌事業年度への繰越額
  - チ 不用額

(会計規程)

第四十一条 港湾労働者雇用安定センターは、その財務及び会計に関し、法及びこの省令で定めるもののほか、会計規程を定めなければならない。

2 港湾労働者雇用安定センターは、前項の会計規程を定めようとするときは、その基本的事項について厚生労働大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

3 港湾労働者雇用安定センターは、第一項の会計規程を制定し、又は変更したときは、その理由及び内容を明らかにして、遅滞なく厚生労働大臣に提出しなければならない。

(役員を選任及び解任の認可の申請)

第四十二条 港湾労働者雇用安定センターは、法第三十七条第一項の規定による認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 選任又は解任に係る役員の氏名及び略歴
- 二 選任又は解任の理由

(立入検査のための証明書)

第四十三条 法第三十八条第二項の証明書は、厚生労働大臣の定める様式によるものとする。

(雇用安定事業関係業務の引継ぎ等)

第四十四条 法第四十二条第一項の規定により厚生労働大臣が雇用安定事業関係業務を行うものとするときは、港湾労働者雇用安定センターは、次の事項を行わなければならない。

- 一 雇用安定事業関係業務を厚生労働大臣に引き継ぐこと。
- 二 雇用安定事業関係業務に関する帳簿及び書類を厚生労働大臣に引き継ぐこと。
- 三 その他厚生労働大臣が必要と認める事項

2 法第四十二条第一項の規定により厚生労働大臣が行っている雇用安定事業関係業務を行わないものとするときは、厚生労働大臣は次の事項を行わなければならない。

- 一 雇用安定事業関係業務を港湾労働者雇用安定センターに引き継ぐこと。
- 二 雇用安定事業関係業務に関する帳簿及び書類を港湾労働者雇用安定センターに引き継ぐこと。
- 三 その他厚生労働大臣が必要と認める事項

#### 第四章 雑 則

(報告及び検査)

第四十五条 管轄公共職業安定所長は、法第四十五条第一項の規定により、事業主に対し必要な事項を報告させるときは、当該報告すべき事項及び当

該報告をさせる理由を書面により通知するものとする。

2 法第四十五条第三項において準用する法第三十八条第二項の証明書は、港湾労働立入検査証(様式第十六号)のとおりとする。

附 則 (抄)

(施行期日)

第一条 この省令は、昭和六十四年一月一日から施行する。

(港湾労働法施行規則の廃止)

第二条 港湾労働法施行規則(昭和四十一年労働省令第六号)は、廃止する。

(常用港湾労働者の氏名の変更の届出等に関する経過措置)

第三条 この省令の施行の日(次条において「施行日」という。)前の期間に係る常用港湾労働者(常用港湾労働者証の交付を受けた者に限る。)の氏名の変更又は他の事業所への転勤の届出、事業所の名称又は所在地の変更の届出並びに常用港湾労働者証の再交付又は写真のはり換え及び返納については、なお従前の例による。

附 則 (令和三年三月二二日厚生労働省令第五三号) 抄

(様式に関する経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

### ○港湾労働法施行令第二条第三号の規定に基づく厚生労働大臣が指定する区域(抄)

(昭和六三年一月二〇日労働省告示第一〇一号)

(労働省告示第一百一号)

港湾労働法施行令(以下「令」という。)第二条第三号に規定する厚生労働大臣が指定する区域は、次の表の上欄に掲げる令別表の上欄に掲げる港湾ごとに、それぞれ次の表の下欄に掲げる区域とする。

令別表の上欄に掲げる港湾	区 域
名古屋	<p>一 矢田川口右岸突端から名古屋鉄道株式会社常滑線矢田川橋りょうに至る同川右岸の線、同橋りょうから名古屋鉄道株式会社常滑線に沿って同線東海旅客鉄道株式会社（以下この号において「東海旅客会社」という。）東海道本線橋りょうに至る線、同橋りょうから東海旅客会社東海道本線に沿って同線一般国道十九号橋りょうに至る線、同橋りょうから一般国道十九号及び市道広小路線に沿って東海旅客会社関西本線市道広小路線橋りょうに至る線、同橋りょうから東海旅客会社関西本線に沿って市道名古屋環状線東海旅客会社関西本線橋りょうに至る線、同橋りょうから市道名古屋環状線及び一般国道二十三号（名四道路）に沿って同国道が海部郡飛島村大字飛島新田字竹之郷ヨタレ南の割の位置に達する地点に至る線、同地点から村道新政成三福線及び県道百四号に沿って筏川樋門に至る線、同門、同門から名古屋港防潮堤及び名古屋港高潮防波堤に沿って同防波堤屈曲部南西角（北緯三五度一分六秒東経一三六度四六分五三秒。次号において「C地点」という。）に至る線並びに陸岸により囲まれた区域（東海旅客会社東海道本線市道江川線橋りょうから東海旅客会社東海道本線及び日本貨物鉄道株式会社東臨港貨物線に沿って同線市道東海橋線橋りょうに至る線並びに同橋りょうから市道東海橋線、一般国道百五十四号、市道西町線及び市道江川線に沿って東海旅客会社東海道本線市道江川線橋りょうに至る線により囲まれた区域を除く。）</p> <p>二 大野港北防波堤灯台（北緯三四度五五分五八秒東経一三六度四九分一九秒）から三四〇度一〇〇メートルの地点から伊勢湾灯標（北緯三四度五六分一六秒東経一三六度四七分三三秒）まで引いた線、同灯標から三五三度三〇分九八〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三三一度三〇分四、五二〇メートルの地点まで引いた線、同地点から三八度二、四二〇メートルの地点まで引いた線、同地点からC地点まで引いた線、C地点から名古屋港高潮防波堤北西基点（北緯三五度二分六秒東経一三六度四五分五八秒）まで引いた線及び陸岸により囲まれた区域内の埋立地</p> <p>三 令別表の上欄に掲げる名古屋の港湾の水域のうち陸岸から五〇〇メートルの範囲内の海面</p>

改正文（平成一九年十一月三〇日厚生労働省告示第三九三号）抄  
平成十九年十二月一日から適用する。

**○港湾労働法第十四条第一項第二号イの厚生労働大臣が定める基準**

（平成一二年八月一日労働省告示第七五号）

港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号。以下「法」という。）第十四条第一項第二号イ（法第十八条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、同号イの厚生労働大臣が定める基準は、港湾労働法施行令（昭和六十三年政令第三百三十五号）別表の上欄に掲げるそれぞれの港湾について、派遣事業対象業務（労働者派遣（労働者派遣事

業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。）第二条第一号に規定する労働者派遣をいう。以下同じ。）により当該港湾労働者派遣事業（法第二条第五号に規定する港湾労働者派遣事業をいう。以下同じ。）の派遣労働者（労働者派遣法第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）に従事させる法第二条第二号に規定する港湾運送の業務をいう。以下同じ。）ごとの港湾労働者派遣事業に係る労働者派遣に関する料金の港湾労働者派遣事業の派遣労働者一人一日当たりの平均的な額が、それぞれ、当該派遣事業対象業務ごとの港湾労働者派遣事業の派遣労働者の賃金（労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十一条に規



定する賃金をいう。)の一人一日当たりの平均的な額を著しく超えるものでないこととし、平成十二年十月一日から適用する。

附 則 (平成一二年一二月二五日労働省告示第一二〇号) 抄

(適用期日)

第一 この告示は、内閣法の一部を改正する法律(平成十二年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から適用する。

改正文(平成二四年九月二七日厚生労働省告示第五一八号) 抄  
平成二四年十月一日から適用する。

### ○港湾労働法第十四条第一項第二号ロの厚生労働大臣が定める日数

(平成一二年八月一日労働省告示第七六号)

港湾労働法(昭和六十三年法律第四十号)第十四条第一項第二号ロ(同法第十八条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定に基づき、同号ロの厚生労働大臣が定める日数は、港湾労働法施行令(昭和六十三年政令第三百三十五号)別表の上欄に掲げるそれぞれの港湾について、派遣労働者(同法第二条第五号に規定する港湾労働者派遣事業の派遣労働者(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。)をいう。)一人につき、一月当たり七日とし、平成十二年十月一日から適用する。

附 則 (平成一二年一二月二五日労働省告示第一二〇号) 抄

(適用期日)

第一 この告示は、内閣法の一部を改正する法律(平成十二年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から適用する。

改正文(平成二四年九月二七日厚生労働省告示第五一八号) 抄

平成二十四年十月一日から適用する。

### ○港湾労働法第二十五条第二項の規定に基づく厚生労働大臣が定める基準

(平成一二年八月一日労働省告示第七七号)

港湾労働法(昭和六十三年法律第四十号)第二十五条第二項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める基準を次のように定め、平成十二年十月一日から適用する。

港湾労働法(以下「法」という。)第二十五条第二項の労働者派遣の対象としようとする労働者が派遣就業をしないときにその港湾運送の業務に主として従事しているかどうかの基準は、次のとおりとする。

一 労働者派遣(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。))第二条第一号に規定する労働者派遣をいう。以下同じ。)の対象としようとする労働者が、港湾運送(法第二条第二号に規定する港湾運送をいう。以下同じ。)の業務の種類(当該港湾運送の業務が、港湾運送事業法(昭和二十六年法律第六十一号。以下「事業法」という。))第二条第一項第二号に掲げる行為若しくはこれに先行し、若しくは後続する港湾労働法施行令(昭和六十三年政令第三百三十五号。以下「令」という。))第二条第三号及び第四号に掲げる行為(同項第二号に掲げる行為を行う事業の事業主が行うものに限る。)を行う業務、同項第三号に掲げる行為を行う業務、同項第四号に掲げる行為若しくはこれに先行し、若しくは後続する同条第三号及び第四号に掲げる行為(同項第四号に掲げる行為を行う事業の事業主が行うものに限る。)を行う業務、同項第五号に掲げる行為を行う業務、同条第一号及び第二号に掲げる行為若しくはこれに先行し、若しくは後続する同条第三号及び第四号に掲げる行為(同条第一号及び第二号に掲げる行為を行う事業の事業主が行うものに限る。)を行う業務又は同条第三号及び第四号に掲げる行為(倉庫業法(昭和三十一年法律第二百一十一号)第二条第二項に規定する倉庫業のうち令第二条第三号に規定する港湾倉庫に係るものを営む者が行うものに限る。)を行う業務のいずれに該当するかの別をいう。以下同じ。)に応じて、派遣就業(労働者派遣法第二十三条の二に規定する派遣就業をいう。以下同じ。)をさせようとする日以前三月間に、それぞれの種類の港湾運送の業務のうち当該港湾運送の業務に最も長い時間(港湾労働者派遣事業(法第二条第五号に規定する港湾労働者派遣事業をいう。))の派遣労働者(労働者派遣法第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。)として派遣就業をした時間を除く。以下同じ。)従事していること(次号に該当する場合を除く。))。

二 労働者派遣の対象としようとする労働者が、事業法第二条第一項第二号及び第四号に掲げる行為を行う事業の事業主に雇用されており、かつ、派遣就業をさせようとする日以前三月間に、同項第二号及び第四号又はこれらに先行し、若しくは後続する令第二条第三号及び第四号に掲げる行為を行う業務に他のそれぞれの種類の港湾運送の業務に従事した時間を超える時間従事している場合には、当該労働者は、同項第二号及び第四号又はこれらに先行し、若しくは後続する同条第三号及び第四号に掲げる行為を行う業務に主として従事しているものとする。

附 則（平成一二年一二月二五日労働省告示第一二〇号） 抄

（適用期日）

第一 この告示は、内閣法の一部を改正する法律（平成十二年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から適用する。

改正文（平成二四年九月二七日厚生労働省告示第五一八号） 抄

平成二十四年十月一日から適用する。

務、同項第四号に掲げる行為若しくはこれに先行し、若しくは後続する同条第三号及び第四号に掲げる行為（同項第四号に掲げる行為を行う事業の事業主が行うものに限る。）を行う業務、同項第五号に掲げる行為を行う業務、同条第一号及び第二号に掲げる行為若しくはこれに先行し、若しくは後続する同条第三号及び第四号に掲げる行為（同条第一号及び第二号に掲げる行為を行う事業の事業主が行うものに限る。）を行う業務又は同条第三号及び第四号に掲げる行為（倉庫業法（昭和三十一年法律第二百一十一号）第二条第二項に規定する倉庫業のうち令第二条第三号に規定する港湾倉庫に係るものを営む者が行うものに限る。）を行う業務のいずれに該当するかの別をいう。）ごとに、一年とし、平成十二年十月一日から適用する。

附 則（平成一二年一二月二五日労働省告示第一二〇号） 抄

（適用期日）

第一 この告示は、内閣法の一部を改正する法律（平成十二年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から適用する。

### ○港湾労働法第二十五条第四項の厚生労働大臣が定める期間

（平成一二年八月一日労働省告示第七八号）

港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第二十五条第四項の規定に基づき、同項の厚生労働大臣が定める期間は、港湾運送（同法第二条第二号に規定する港湾運送をいう。）の業務の種類（当該港湾運送の業務が、港湾運送事業法（昭和二十六年法律第六十一号）第二条第一項第二号に掲げる行為若しくはこれに先行し、若しくは後続する港湾労働法施行令（昭和六十三年政令第三百三十五号。以下「令」という。）第二条第三号及び第四号に掲げる行為（同項第二号に掲げる行為を行う事業の事業主が行うものに限る。）を行う業務、同項第三号に掲げる行為を行う業

### ○港湾労働法第二十五条第四項の規定に基づく厚生労働大臣が定める資格

（平成一二年八月一日労働省告示第七九号）

港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第二十五条第四項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める資格を次のように定め、平成十二年十月一日から適用する。

港湾労働法第二十五条第四項の厚生労働大臣が定める資格は、次の表の上欄に掲げる業務の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる者に該当することとする。

制限荷重が五トン以上の揚貨装置の運転の業務	労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号。以下「安衛則」という。）別表第四に規定する揚貨装置運転士免許を受けた者
つり上げ荷重が五トン以上のクレーン（跨線テルハを除く。次の項において同じ。）の運転の業務のうち次の項に掲げる業務以外の業務	安衛則別表第四に規定するクレーン・デリック運転士免許（以下「クレーン・デリック運転士免許」という。）を受けた者

<p>つり上げ荷重が五トン以上のクレーンの運転の業務のうち床上で運転し、かつ、当該運転をする者が荷の移動とともに移動する方式のクレーンの運転の業務</p>	<p>一 クレーン・デリック運転士免許を受けた者 二 労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号。以下「安衛法」という。)別表第十八第二十六号に規定する床上操作式クレーン運転技能講習を修了した者</p>
<p>つり上げ荷重が一トン以上の移動式クレーンの運転(道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第二条第一項第一号に規定する道路(以下「道路」という。)上を走行させる運転を除く。)の業務のうち次の項に掲げる業務以外の業務</p>	<p>安衛則別表第四に規定する移動式クレーン運転士免許(次の項において「移動式クレーン運転士免許」という。)を受けた者</p>
<p>つり上げ荷重が一トン以上の移動式クレーンの運転(道路上を走行させる運転を除く。)の業務のうちつり上げ荷重が五トン未満の移動式クレーンの運転の業務</p>	<p>一 移動式クレーン運転士免許を受けた者 二 安衛法別表第十八第二十七号に規定する小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者</p>
<p>つり上げ荷重が五トン以上のデリックの運転の業務</p>	<p>クレーン・デリック運転士免許を受けた者</p>
<p>最大荷重(フォークリフトの構造及び材料に応じて基準荷重中心に負荷させることができる最大の荷重をいう。)が一トン以上のフォークリフトの運転(道路上を走行させる運転を除く。)の業務</p>	<p>一 安衛法別表第十八第二十九号に規定するフォークリフト運転技能講習を修了した者 二 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号。以下「能開法」という。)第二十七条第一項の準則訓練である普通職業訓練のうち職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「能開法規則」という。)別表第二の訓練科の欄に定める揚重運搬機械運転系港湾荷役科の訓練(通信の方法によって行うものを除く。)を修了した者で、フォークリフトについての訓練を受けたもの 三 労働安全衛生規則別表第三下欄の規定に基づき厚生労働大臣が定める者(昭和四十七年労働省告示第百十三号)第二号イからホまでに掲げる者</p>
<p>機体重量が三トン以上の労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号)別表第七第一号又は第二号に掲げる建設機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走することができるものの運転(道路上を走行させる運転を除く。)の業務</p>	<p>一 安衛法別表第十八第三十一号に規定する車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習を修了した者 二 建設業法施行令(昭和三十一年政令第二百七十三号)第三十四条に規定する建設機械施工管理技術検定に合格した者(労働安全衛生規則別表第三下欄の規定に基づき厚生労働大臣が定める者第三号に規定する者を除く。) 三 能開法第二十七条第一項の準則訓練である普通職業訓練のうち能開法規則別表第四の訓練科の欄に掲げる建設機械運転科の訓練(通信の方法によって行うものを除く。)を修了した者 四 労働安全衛生規則別表第三下欄の規定に基づき厚生労働大臣が定める者第四号イからへまでに掲げる者</p>

<p>最大荷重（ショベルローダー又はフォークローダーの構造及び材料に応じて負荷させることができる最大の荷重をいう。）が一トン以上のショベルローダー又はフォークローダーの運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務</p>	<p>一 安衛法別表第十八第三十号に規定するショベルローダー等運転技能講習を修了した者  二 能開法第二十七条第一項の準則訓練である普通職業訓練のうち能開法規則別表第二の訓練科の欄に定める揚重運搬機械運転系港湾荷役科の訓練（通信の方法によって行うものを除く。）を修了した者で、ショベルローダー又はフォークローダーについての訓練を受けたもの  三 労働安全衛生規則別表第三下欄の規定に基づき厚生労働大臣が定める者第八号イからへまでに掲げる者</p>
<p>最大積載量が一トン以上の不整地運搬車の運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務</p>	<p>一 安衛法別表第十八第三十四号に規定する不整地運搬車運転技能講習を修了した者  二 建設業法施行令第三十四条に規定する建設機械施工管理技術検定に合格した者（労働安全衛生規則別表第三下欄の規定に基づき厚生労働大臣が定める者第九号に規定する者を除く。）  三 労働安全衛生規則別表第三下欄の規定に基づき厚生労働大臣が定める者第十号イ及びロに掲げる者</p>
<p>作業床の高さが十メートル以上の高所作業車の運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務</p>	<p>安衛法別表第十八第三十五号に規定する高所作業車運転技能講習を修了した者</p>
<p>制限荷重が一トン以上の揚貨装置又はつり上げ荷重が一トン以上のクレーン、移動式クレーン若しくはデリックの玉掛けの業務</p>	<p>一 安衛法別表第十八第三十六号に規定する玉掛け技能講習を修了した者  二 能開法第二十七条第一項の準則訓練である普通職業訓練のうち能開法規則別表第四の訓練科の欄に掲げる玉掛け科の訓練（通信の方法によって行うものを除く。）を修了した者  三 労働安全衛生規則別表第三下欄の規定に基づき厚生労働大臣が定める者第十一号イからワまでに掲げる者</p>

附 則（平成一二年一二月二五日労働省告示第一二〇号）抄  
（適用期日）

第一 この告示は、内閣法の一部を改正する法律（平成十二年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から適用する。

附 則（令和三年三月二五日厚生労働省告示第一〇一号）抄  
この告示は、令和三年四月一日から施行する。

**○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（抄）**

（昭和六〇年七月五日法律第八八号）  
最終改正：令和四年六月一七日法律第六八号

（目 的）

第一条 この法律は、職業安定法（昭和二十二年法律第四十一号）と相まって労働力の需給の適正な調整を図るため労働者派遣事業の適正な運営の確保に関する措置を講ずるとともに、派遣労働者

の保護等を図り、もって派遣労働者の雇用の安定その他福祉の増進に資することを目的とする。

（用語の意義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 労働者派遣 自己の雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させることをいい、当該他人に対し当該労働者を当該他人に雇用させることを約してするものを含まないものとする。

二 派遣労働者 事業主が雇用する労働者であつて、労働者派遣の対象となるものをいう。



三 労働者派遣事業 労働者派遣を業として行うことをいう。

四 紹介予定派遣 労働者派遣のうち、第五条第一項の許可を受けた者（以下「派遣元事業主」という。）が労働者派遣の役務の提供の開始前又は開始後に、当該労働者派遣に係る派遣労働者及び当該派遣労働者に係る労働者派遣の役務を受ける者（第三章第四節を除き、以下「派遣先」という。）について、職業安定法その他の法律の規定による許可を受けて、又は届出をして、職業紹介を行い、又は行うことを予定してするものをいい、当該職業紹介により、当該派遣労働者が当該派遣先に雇用される旨が、当該労働者派遣の役務の提供の終了前に当該派遣労働者と当該派遣先との間で約されるものを含むものとする。

第四条 何人も、次の各号のいずれかに該当する業務について、労働者派遣事業を行ってはならない。

一 港湾運送業務（港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第二条第二号に規定する港湾運送の業務及び同条第一号に規定する港湾以外の港湾において行われる当該業務に相当する業務として政令で定める業務をいう。）

二 建設業務（土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体の作業又はこれらの作業の準備の作業に係る業務をいう。）

三 警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第二条第一項各号に掲げる業務その他その業務の実施の適正を確保するためには業として行う労働者派遣（次節、並びに第二十三条第二項、第四項及び第五項において単に「労働者派遣」という。）により派遣労働者に従事させることが適当でないと思われる業務として政令で定める業務

2 厚生労働大臣は、前項第三号の政令の制定又は改正の立案をしようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かなければならない。

3 労働者派遣事業を行う事業主から労働者派遣の役務の提供を受ける者は、その指揮命令の下に当該労働者派遣に係る派遣労働者を第一項各号のいずれかに該当する業務に従事させてはならない。

（法第四条第一項第一号の政令で定める業務）

第一条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「法」という。）第四条第一項第一号の政令で定める業務は、港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第二条第一号に規定する港湾以外の港湾で港湾運送事業法（昭和二十六年法律第百六十一号）第二条第四項に規定するもの（第三号において「特定港湾」という。）において、他人の需要に応じて行う次に掲げる行為に係る業務とする。

一 港湾運送事業法第二条第一項に規定する港湾運送のうち、同項第二号から第五号までのいずれかに該当する行為

二 港湾労働法施行令（昭和六十三年政令第三百三十五号）第二条第一号及び第二号に掲げる行為

三 船舶若しくははしけにより若しくはいかだに組んで運送された貨物の特定港湾の水域の沿岸からおおむね五百メートル（水島港にあつては千メートル、鹿児島港にあつては千五百メートル）の範囲内において厚生労働大臣が指定した区域内にある倉庫（船舶若しくははしけにより若しくはいかだに組んで運送に係る貨物以外の貨物のみを通常取り扱うものを除く。以下この条において「特定港湾倉庫」という。）への搬入（上屋その他の荷さばき場から搬出された貨物の搬入であつて、港湾運送事業法第二条第三項に規定する港湾運送関連事業のうち同項第一号に掲げる行為に係るもの若しくは同法第三条第一号から第四号までに掲げる事業又は倉庫業法（昭和三十一年法律第百二十一号）第二条第二項に規定する倉庫業のうち特定港湾倉庫に係るものを営む者（以下この条において「特定港湾運送関係事業者」という。）以外の者が行うものを除く。）、船舶若しくははしけにより若しくはいかだに組んで運送されるべき貨物の特定港湾倉庫からの搬出（上屋その他の荷さばき場に搬入すべき貨物の搬出であつて、特定港湾運送関係事業者以外の者が行うものを除く。）又は貨物の特定港湾倉庫における荷さばき。ただし、冷蔵倉庫の場合にあつては、貨物の当該倉庫に附属する荷さばき場から冷蔵室への搬入、冷蔵室から当該倉庫に附属する荷さばき場への搬出及び冷蔵室における荷さばきを除く。

四 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第一項に規定する道路運送車両若しくは鉄道（軌道を含む。）（以下この号において「車両等」という。）により運送された貨

**○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（抄）**



物の特定港湾倉庫若しくは上屋その他の荷さばき場への搬入（特定港湾運送関係事業者以外の者が行う当該貨物の搬入を除く。）又は車両等により運送されるべき貨物の特定港湾倉庫若しくは上屋その他の荷さばき場からの搬出（特定港湾運送関係事業者以外の者が行う当該貨物の搬出を除く。）。ただし、冷蔵倉庫の場合にあっては、貨物の当該倉庫に附属する荷さばき場から冷蔵室への搬入及び冷蔵室から当該倉庫に附属する荷さばき場への搬出を除く。

## ○ 港湾運送事業法（抄）

（昭和二六年五月二九日法律第一六一号）  
最終改正：令和四年六月一七日法律第六八号

### （目 的）

第一条 この法律は、港湾運送に関する秩序を確立し、港湾運送事業の健全な発達を図り、もって公共の福祉を増進することを目的とする。

### （定 義）

第二条 この法律で「港湾運送」とは、他人の需要に応じて行う行為であって次に掲げるものをいう。

一 荷主又は船舶運航事業者の委託を受け、船舶により運送された貨物の港湾における船舶からの受取若しくは荷主への引渡又は船舶により運送されるべき貨物の港湾における船舶への引渡若しくは荷主からの受取にあわせてこれらの行為に先行し又は後続する次号から第五号までに掲げる行為を一貫して行う行為

二 港湾においてする船舶への貨物の積込又は船舶からの貨物の取卸（第四号に掲げる行為を除く。）

三 港湾における貨物の船舶又ははしけによる運送（一定の航路に旅客船（十三人以上の旅客定員を有する船舶をいう。）を就航させて人の運送をする事業を営む者が当該航路に就航する当該旅客船により行う貨物の運送その他国土交通省令で定めるものを除く。）、国土交通省令で定める港湾と港湾又は場所との間（以下単に「指定区間」という。）における貨物のはしけによる運送又は港湾若しくは指定区間における引船によるはしけ若しくはいかだのえい航

四 港湾においてする、船舶若しくははしけにより運送された貨物の上屋その他の荷さばき場（水面貯木場を除く。以下単に「荷さばき場」という。）への搬入、船舶若しくははしけにより運送されるべき貨物の荷さばき場からの搬出、これらの貨物の荷さばき場における荷さばき若

しくは保管又は貨物の船舶（国土交通省令で定める総トン数未満のものに限る。以下この号において同じ。）若しくははしけからの取卸し若しくは船舶若しくははしけへの積込み（貨物の船舶からの取卸し又は船舶への積込みにあっては、当該船舶が岸壁、さん橋又は物揚場に係留され、かつ、当該船舶の揚貨装置を使用しないで行なう場合に限る。）

五 港湾若しくは指定区間におけるいかだに組んでする木材の運送又は港湾においてする、いかだに組んで運送された木材若しくは船舶若しくははしけにより運送された木材の水面貯木場への搬入、いかだに組んで運送されるべき木材若しくは船舶若しくははしけにより運送されるべき木材の水面貯木場からの搬出若しくはこれらの木材の水面貯木場における荷さばき若しくは保管

六 船積貨物の積込又は陸揚を行うに際してするその貨物の箇数の計算又は受渡の証明（以下「検数」という。）

七 船積貨物の積付に関する証明、調査及び鑑定（以下「鑑定」という。）

八 船積貨物の積込又は陸揚を行うに際してするその貨物の容積又は重量の計算又は証明（以下「検量」という。）

2 この法律で「港湾運送事業」とは、営利を目的とするとしないとを問わず港湾運送を行う事業をいう。

3 この法律で「港湾運送関連事業」とは、営利を目的とするとしないとを問わず、他人の需要に応じて次に掲げる行為を行なう事業をいう。

一 港湾においてする、船舶に積み込まれた貨物の位置の固定若しくは積載場所の区画、船積貨物の荷造り若しくは荷直し又は船舶への貨物の積込み若しくは船舶からの貨物の取卸しに先行し若しくは後続する船倉の清掃

二 港湾においてする船積貨物の警備

4 この法律で「港湾」とは、政令で指定する港湾（その水域は、政令で定めるものを除くほか、港則法（昭和二十三年法律第七十四号）に基づく港の区域をいう。）をいう。

### （事業の種類）

第三条 港湾運送事業の種類は、次に掲げるものとする。

一 一般港湾運送事業（前条第一項第一号に掲げる行為を行う事業）

二 港湾荷役事業（前条第一項第二号及び第四号に掲げる行為を行う事業）

三 はしけ運送事業（前条第一項第三号に掲げる

行為を行う事業)

四 いかだ運送事業（前条第一項第五号に掲げる行為を行う事業）

五 検数事業（前条第一項第六号に掲げる行為を行う事業）

六 鑑定事業（前条第一項第七号に掲げる行為を行う事業）

七 検量事業（前条第一項第八号に掲げる行為を行う事業）

（許 可）

第四条 前条第一号から第四号までに掲げる港湾運送事業（以下「一般港湾運送事業等」という。）を営もうとする者は、港湾運送事業の種類及び港湾ごとに、同条第五号から第七号までに掲げる港湾運送事業（以下「検数事業等」という。）を営もうとする者は、港湾運送事業の種類ごとに国土交通大臣の許可を受けなければならない。この場合において、一般港湾運送事業、はしけ運送事業又はいかだ運送事業の許可を受けた者は、当該許可に係る港湾を起点又は終点とする指定区間においても、当該許可に係る一般港湾運送事業等を営むことができる。

## ○ 港湾運送事業法施行規則（抄）

（昭和三四年一〇月一日運輸省令第四六号）

最終改正：令和二年一月二三日国土交通省令第九号

（港湾運送から除く貨物の運送）

第二条 法第二条第一項第三号の国土交通省令で定める運送は、次のとおりとする。

- 一 船用品（燃料炭を除く。）の当該船用品を使用する船舶への運送又はその船舶からの運送
- 二 屎尿、塵芥、厨芥、荷粉又は泥土の運送
- 三 タンク船又は運搬漁船（もっぱら漁場から漁獲物又はその製品を運搬する船舶をいう。）による運送

（法第二条第一項第四号の総トン数）

第三条の二 法第二条第一項第四号の国土交通省令で定める総トン数は、五百トン（内航海運業法施行規則（昭和二十七年運輸省令第四十二号）第九号様式備考1 括弧書の船舶にあつては五百トン）とする。

## ○ 倉庫業法（抄）

（昭和三一年六月一日法律第一二一号）

最終改正：令和四年六月一七日法律第六八号

（目 的）

第一条 この法律は、倉庫業の適正な運営を確保し、倉庫の利用者の利益を保護するとともに、倉荷証券の円滑な流通を確保することを目的とする。

（定 義）

第二条 この法律で「倉庫」とは、物品の滅失若しくは損傷を防止するための工作物又は物品の滅失若しくは損傷を防止するための工作を施した土地若しくは水面であつて、物品の保管の用に供するものをいう。

2 この法律で「倉庫業」とは、寄託を受けた物品の倉庫における保管（保護預りその他の他の営業に付随して行われる保管又は携帯品の一時預りその他の比較的短期間に限り行われる保管であつて、保管する物品の種類、保管の態様、保管期間等からみて第六条第一項第四号の基準に適合する施設又は設備を有する倉庫において行うことが必要でないと認められるものとして政令で定めるものを除く。）を行う営業をいう。

3 この法律で「トランクルーム」とは、その全部又は一部を寄託を受けた個人（事業として又は事業のために寄託契約の当事者となる場合におけるものを除く。以下「消費者」という。）の物品の保管の用に供する倉庫をいう。

（登 録）

第三条 倉庫業を営もうとする者は、国土交通大臣の行う登録を受けなければならない。

## ○ 港湾雇用安定等計画

(平成三十一年三月二十九日)

(厚生労働省告示第百十九号)

港湾労働法(昭和六十三年法律第四十号)第三条第一項の規定に基づき、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸及び関門の各港湾について、港湾雇用安定等計画を次のように定めたので、同条第四項の規定により告示する。

### 港湾雇用安定等計画

#### 1 計画の基本的考え方

##### (1) 計画のねらい

この計画は、港湾労働法施行令(昭和63年政令第335号)別表の上欄に掲げる港湾(東京、横浜、名古屋、大阪、神戸及び関門の各港湾。以下「6大港」という。)における港湾労働者に係る労働力の需給の調整、雇用の改善並びに能力の開発及び向上に関し、国、都府県、港湾労働者雇用安定センター、事業主及び事業主団体が講ずべき措置の指針を示すものである。

##### (2) 計画の背景と課題

###### イ 港湾労働者の雇用の改善並びに能力の開発及び向上の現状

港湾運送事業は、貨物の取扱量が日ごとに変動するという特徴(以下「港湾運送の波動性」という。)を有しており、個別の企業において常用労働者のみによって荷役作業を処理することには限界があり、企業外労働力に依存せざるを得ない状況にある。企業外労働力として日雇労働者に依存することは労働者の雇用の安定上も問題があるだけでなく、その就労に際し、第三者が不当に介入する弊害も生ずるおそれがある。また、港湾運送事業主には、中小企業が多いこともあり、次に掲げるように、労働者の雇用の改善並びに能力の開発及び向上については、一部の事項について改善しているものの、荷待ちのために待機時間が発生しやすいこと等の港湾運送事業の特性もあり、全体としては、他の産業に比してなお改善の余地のある状況となっているところである。

###### (イ) 労働時間

賃金構造基本統計調査によると、港湾労働者の平成29年6月における月間実労働時間は196時間(190時間(平成24年6月))となっており、全産業の労働者の平成29年6月における月間実労働時間である178時間(178時間(平成24年6月))に比して長くなっている。

また、賃金構造基本統計調査によると、港湾労働者の平成29年6月における月間所定労働時間は全産業の労働者の同月における月間所定労働時間に比して短くなっている一方、港湾労働者の同月における月間所定外労働時間は35時間(28時間(平成24年6月))となっており、全産業の労働者の平成29年6月における月間所定外労働時間13時間(13時間(平成24年6月))に比して長くなっている。

###### (ロ) 週休二日制の導入状況

港湾運送事業雇用実態調査によると、6大港の港湾運送事業所のうち何らかの形で週休二日制を導入している事業所の割合は、平成30年6月30日現在で87.8%(87.4%(平成25年6月30日))となっており、就労条件総合調査による全産業の平成30年1月1日現在における何らかの週休二日制の導入割合である87.2%(85.3%(平成25年1月1日))と同程度となっているところである。

(ハ) 退職金制度等の有無

港湾運送事業雇用実態調査によると、6大港の港湾運送事業所のうち退職金制度を導入している事業所の割合は、平成30年6月30日現在で88.0%となっており、就労条件総合調査による全産業の平成30年1月1日現在における退職給付制度の導入割合である80.5%に比して導入率が高くなっているところである。

(ニ) 教育訓練

港湾運送事業雇用実態調査によると、港湾運送事業主の行う教育訓練は、平成30年6月30日現在で、6大港の67.4%(69.1%(平成25年6月30日))の港湾運送事業所で実施されている。

ロ 今後の港湾労働対策の課題

(イ) イで述べたように、港湾労働の分野においては、港湾労働者の雇用の改善並びに能力の開発及び向上について更に改善すべき状況にあるが、これに加え、近年、港湾労働を取り巻く環境は大きく変化しているところである。

a 規制改革の影響を踏まえた取組の継続

6大港における港湾運送事業に係る規制改革以来、港湾運送事業主に対して、事業の一層の効率化及びサービスの多様化の要請が強まり、港湾労働者の雇用の安定が損なわれることが懸念されてきた。このため、これまでも港湾労働者の雇用の安定と港湾運送事業における効率的な経営・就労体制の確立との両立に資する施策に取り組んできたところであるが、これらの取組を引き続き講ずる必要がある。

b 近代的荷役の進展

貨物輸送のコンテナ化、コンテナ船の大型化、荷役作業の機械化、設備の近代化等近代的荷役がより一層進展していることや、港湾運送事業に係る規制改革により、港湾運送事業主に対してより効率的な経営が求められていることに伴い、港湾労働者自身が高度な技能・技術を習得することに加え、港湾運送事業主においても高度な技能労働者を確保することが課題となっている。このため、高度な技能労働者の確保に資する施策を引き続き講ずる必要がある。

c 港湾運送の波動性への対応

貨物輸送のコンテナ化等近代的荷役の進展にもかかわらず、港湾運送の波動性は依然として存在しており、港湾運送事業に係る規制改革以来、港湾運送事業主はより効率的な経営を求められている。このため、港湾運送の波動性に効率的かつ的確に対応するための施策を引き続き講ずる必要がある。

(ロ) 今後の港湾労働対策においては、(イ)を踏まえ、港湾労働を取り巻く環境の変化に的確に対応した港湾労働者の雇用の改善並びに能力の開発及び向上を促進するための施策の推進、港湾労働者派遣制度の適切な運営及び有効活用の促進等を通じて、引き続き港湾労働者の雇用の安定その他の港湾労働者の福祉の増進を図っていくことが重要である。

(ハ) 港湾運送業界については、高齢化の進展や低調な入職率等により、このままでは将来的に技能労働者が不足する懸念があり、若年労働者の確保・育成が極めて重要な課題となっている。

また、昨今の働き方改革を巡る様々な議論・取組が社会全体で行われる中、港湾労働対策の推進に当たっても、労働時間の問題を始めとする様々な課題への対応が求められている。これらの状況を踏まえ、労働条件の改善・雇用環境の整備等を通じた魅力ある職場づくりの

推進について、行政はもとより、労使も含めて引き続き議論を行うとともに、将来の発展を見据えた取組を行う必要がある。

### (3) 計画の期間

計画の期間は、平成 31 年度から平成 35 年度までとする。

## 2 港湾労働者の雇用の動向に関する事項

### (1) 港湾運送量の動向

6 大港における港湾運送量は、船舶積卸量が 5 億 9 百万トンであった平成 13 年度以降再び増加傾向にあり、平成 28 年度においては 6 億 6 千 3 百万トンとなっている。また、6 大港における船舶積卸量に占めるコンテナ貨物の割合は、平成 10 年度には 60%を超え、その後も引き続き上昇傾向にあり、平成 28 年度においては 69.4%となっているところである。

このような近代的荷役の進展にもかかわらず、港湾運送の波動性は依然として存在しているところである。

### (2) 港湾労働者の雇用の動向

#### イ 労働者数

6 大港における年度平均常用港湾労働者数は、28,958 人であった平成 14 年度以降増加傾向にあり、平成 29 年度においては 33,746 人となっているところである。

#### ロ 就労状況

6 大港における港湾労働者の月間平均就労延日数は、約 50 万 8 千人日であった平成 14 年度以降増加傾向にあり、平成 29 年度においては約 55 万人日となっているところである。そのうち常用港湾労働者の月間平均就労延日数は、港湾労働者の雇用の安定を図るための企業常用化の推進により、約 53 万 3 千人日(港湾労働者派遣制度に係る派遣労働者の就労日数を含む。)で、全体の 96.8%を占めるに至っているところである。

#### ハ 入職率及び離職率

6 大港における港湾労働者の入職率は一貫して低い割合となっており、雇用動向調査によると、平成 29 年の全産業における労働者の入職率は 16.0%となっているのに対し、一般財団法人港湾労働安定協会の調査によると、同年の 6 大港における港湾労働者の入職率は 8.9%にとどまっている。また、離職率についても同様の傾向が見られるところであり、雇用動向調査によると、同年の全産業における労働者の離職率が 14.9%となっているのに対し、一般財団法人港湾労働安定協会の調査によると、同年の 6 大港における港湾労働者の離職率は 8.4%となっているところである。

#### ニ 港湾労働者の年齢構成

港湾労働者の平成 29 年における高齢者割合(50 歳以上の者の比率)は 25.2%となっており、全産業の労働者の 29.3%に比して低い水準となっている。一方、平成 25 年における港湾労働者の同割合は 20.4%、全産業の労働者の同割合は 27.4%であったことから、港湾労働者の高齢化は他産業と比べ急速に進展しているといえる。

## 3 労働力の需給の調整の目標に関する事項

### (1) 労働力の需給の調整の目標

港湾労働法(昭和 63 年法律第 40 号)は、事業主に雇用される常用労働者による荷役処理を原則としているところであるが、近年、コンテナ輸送の増大等、港湾における輸送革新はより一層進展しているところであり、港湾運送の分野においては、高度な技術・技能を有する労働者をより積極的に活用していく方策が求められているところである。このため、港湾運送の業務に従事す



る労働者については、常用労働者として雇用し、計画的に教育訓練を行うことにより、高度な技術・技能を有する労働者を養成していくことが重要である。また、日雇労働者の就労に際し、第三者が不当に介入することによる弊害が発生するおそれがあることから、このような問題を回避するためにも、港湾運送の業務については、基本的に常用労働者で対応することが適当である。

このような観点から、港湾における荷役作業については、各事業主に雇用される常用労働者による対応を原則としており、港湾運送の波動性に対応した企業外労働力については、港湾労働者派遣制度に基づき派遣される他の事業主に雇用される常用労働者による労働力の需給の調整が原則とされ、港湾労働者派遣制度を利用したにもかかわらず必要な労働力を確保できない場合には公共職業安定所の紹介による日雇労働者の雇入れが認められ、かつ、適格な求職者の紹介が受けられない等の場合に限り日雇労働者の直接雇用が例外的な措置として認められているところである。

これらのことを踏まえ、港湾における荷役作業については、今後とも、各事業主に雇用される常用労働者による対応を原則とし、企業外労働力としては港湾労働者派遣制度による他の事業主に雇用される常用労働者による対応を原則とすることについて徹底を図ることにより、港湾労働者の常用化を更に推進するとともに、事業主に雇用される常用労働者の雇用の安定に一層努めることとする。

## (2) 労働力の需給の調整に関して講ずべき措置

### イ 国及び都府県が講ずる措置

#### (イ) 港湾労働法の趣旨及び目的の徹底を図るための事業主に対する指導の実施

事業主の企業外労働力への安易な依存を排除し、港湾労働者の常用化を促進するため、事業所等の積極的な訪問等を通じ、必要な指導を行うことにより、港湾における荷役作業については、各事業主に雇用される常用労働者によって処理することを原則とする港湾労働法の趣旨及び目的の更なる周知徹底を図る。

#### (ロ) 港湾労働者の常用化の推進

公共職業安定所において、常用労働者に係る適格な求職者の紹介の実施、求人・求職情報の積極的な提供等を行い、港湾労働者の常用化の推進を図る。

#### (ハ) 港湾労働者派遣制度の適正な運営及び有効活用の促進

港湾労働者派遣制度の適正な運営により、常用労働者の就労機会の確保及び雇用の安定を図るため、事業主に対し、同制度の趣旨の周知徹底を図るとともに、必要な指導を行う。

また、同制度の実施状況の的確な把握に努め、港湾労働者からの港湾労働法第44条第1項の規定に基づく申告に対する迅速な対応、現場パトロール及び立入検査の効果的な実施等を図る。

これらの取組に当たっては、一般財団法人港湾労働安定協会と協力し、同制度の一層の周知に努めるとともに、その更なる活用促進に向けた方策について検討する。

### (ニ) 直接雇用の日雇労働者問題への対応

平成29年度における直接雇用の日雇労働者の月間平均就労延日数は16,079人日で、港湾労働者全体の2.9%を占めている。平成24年度以降、当該割合は横ばいとなっており、これまで当該割合が減少するよう努めてきたところであるが、減少に結びついていない状況にある。

このため、公共職業安定所において、事業主が求める人材と日雇労働者が有する技能・経験等とのマッチングが、荷役の種類の違いなど各港湾における固有の事情を踏まえつつ円滑に行われるよう、事業主及び事業主団体とも連携しつつ、適格な求職者の紹介のための機能の充実・強化を図り、必要な労働力の確保に努めることとする。

また、各事業主における直接雇用の日雇労働者の使用状況の的確な把握に努め、直接雇用の日雇労働者を多数使用する事業主に対し、雇用管理に関する勧告を含め必要な指導を行い、直接雇用の日雇労働者の月間平均就労延日数の減少に更に努めることとする。

#### (ホ) 雇用秩序の維持

港湾における雇用秩序が維持されることは、港湾労働者の雇用の安定その他の港湾労働者の福祉の増進を図る観点から必要不可欠である。

このため、港湾労働法遵守強化旬間等を通じて、港湾関係者の遵守意識の一層の高揚を図るとともに、雇用秩序連絡会議の積極的開催、港湾労働者からの港湾労働法第 44 条第 1 項の規定に基づく申告に対する迅速な対応、現場パトロール及び立入検査の効果的な実施、雇用管理に関する適時適切な勧告等により、違法就労の防止を図ることとする。

また、現場パトロール等の際に、色分けされた港湾労働者証を確認し、港湾運送事業法(昭和 26 年法律第 161 号)違反の疑いがある事態を把握した場合は、管轄の地方運輸局等と速やかに情報共有を行うなど、取組の実効性の確保を図る。

さらに、港湾労働法施行令第 2 条第 3 号に規定する港湾倉庫(以下「港湾倉庫」という。)については、より適正に制度を運用していくという観点から、港湾倉庫に該当するか否かの調査、それに当たっての貨物量の算定の基準の在り方等について、各港湾の実情を踏まえつつ検討を行う。

#### (ヘ) 港湾労働者雇用安定センターに対する指導及び助言の実施

港湾労働者派遣制度による効率的かつ的確な労働力の需給の調整を実施するため、港湾労働者雇用安定センターが行う事業主支援業務及び雇用安定事業関係業務の実施について必要な指導及び助言を行う。

#### (ト) 派遣法等の適正な実施を図るための事業主に対する指導の実施

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和 60 年法律第 88 号。以下「派遣法」という。)又は職業安定法(昭和 22 年法律第 141 号)に違反する形態による労働力の需給調整については、港湾における雇用秩序を混乱させるものであることから、その是正指導及び防止の更なる徹底を図る。

また、共同受注・共同就労については、それぞれの作業が適正な請負として実施される必要がある。このため、共同受注・共同就労を労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準(昭和 61 年労働省告示第 37 号)に照らし適切な請負として実施すべきことについて、事業所等の積極的な訪問等を通じ、必要な指導を行う。

### ロ 港湾労働者雇用安定センターが講ずる措置

#### (イ) 事業主支援業務の適正な実施

港湾労働者派遣制度による効率的かつ的確な労働力の需給調整を実施するため、事業主及び事業主団体と密接な連携を図り、港湾労働者派遣契約の締結のあっせんを行うに際し、港湾労働者に従事させようとしている業務の具体的内容又は当該業務に従事するに際して必要な技能等に関する港湾派遣元事業主又は港湾労働者派遣の役務の提供を受ける者からのあっせん申込み内容をきめ細かに収集又は確認の上であっせん先に対して情報提供を行う等港湾

労働者派遣制度に係る情報の迅速な収集及び提供をこれまで以上に積極的に行い、港湾派遣元事業主及び港湾労働者派遣の役務の提供を受ける者の双方の要請を満たせるよう、そのあっせん機能の充実及び強化を図る。

(ロ) 雇用安定事業関係業務の適正な実施

港湾労働者派遣制度による効率的かつ的確な労働力の需給調整を実施するため、派遣労働者に従事させようとする業務の内容等、港湾派遣元事業主及び港湾労働者派遣の役務の提供を受ける者からの労働者派遣契約の締結のあっせんに係る要請の内容をきめ細かに確認するとともに、派遣元責任者に対する研修を行うほか、事業主、港湾労働者その他の関係者に対して、港湾労働者派遣制度に関する相談その他の援助を行う。

ハ 事業主及び事業主団体が講ずる措置

(イ) 直接雇用の日雇労働者問題への対応

日雇労働者の直接雇用については、その縮小に向け、公共職業安定所において、荷役の種類の違いなど各港湾における固有の事情に応じた適格な求職者の紹介のための機能の充実・強化を図ることとしていることから、それに係る取組に対して積極的に協力する等、直接雇用の日雇労働者の利用が例外的となるよう努める。

(ロ) 手続の適正な実施

港湾労働法に定められた届出、報告等の手続を適正に実施する。

(ハ) 港湾労働者雇用安定センターへの協力

港湾労働者派遣制度による効率的かつ的確な労働力の需給調整を実施するため、港湾労働者の派遣の送り出し又は受入れを求める場合には、港湾労働者雇用安定センターに対して、港湾派遣労働者に従事させる予定の具体的な業務内容又は当該事業に従事するに際して港湾派遣労働者に必要とされる技能等事業所における港湾労働者の需給の状況に関するできる限り具体的かつ詳細な情報を積極的に提供するよう努めるとともに、港湾労働者雇用安定センターが行う労働者派遣契約のあっせんに協力するよう努める。

(ニ) 事業主団体が講ずる措置

事業主が講ずる(イ)から(ハ)までの措置について、事業主に対する周知徹底、必要な助言その他の援助を行う。

4 港湾労働者の雇用の改善並びに能力の開発及び向上を促進するための方策に関する事項

(1) 雇用の改善を促進するための方策

イ 国が講ずる措置

我が国の港湾における国際競争力を確保する観点から、人的資源の有効活用が図られるよう、港湾労働者の福利厚生について必要な対策を実施するよう努める。また、雇用管理者の選任の徹底、雇用管理改善の重要性の周知等により、事業主の雇用管理の改善の一層の促進及びその実効性の確保を図るとともに、港湾運送事業に係る規制改革等の港湾労働を取り巻く環境の変化等により、労働時間や労働災害の増加、労働保険への未加入、その他労働環境の悪化が生ずることのないよう、労働基準法(昭和22年法律第49号)等関係法令に定める労働条件の基準の遵守の更なる徹底や労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第6条に規定する労働災害防止計画の効果的な推進等を図るとともに、関係者の協力を得つつ必要な対策を実施するよう努める。

ロ 港湾労働者雇用安定センターが講ずる措置

港湾労働を取り巻く環境の変化に的確に対応した雇用管理者研修及び事業主を対象とする雇用管理の改善に関する相談その他の援助を実施する。

## ハ 事業主及び事業主団体が講ずる措置

事業主は、雇用管理者を選任し、その資質の向上を図るとともに、計画的な港湾労働者の募集等を行う。また、福利厚生の充実等雇用管理の改善を促進し、港湾運送事業の雇用機会としての魅力づくりに努める。

また、日曜・夜間荷役が継続的に行われる場合には、労使間の協議に基づき、交替制勤務の導入等による所定外労働時間の削減等適切な雇用管理の実施を図るほか、労働災害防止団体法(昭和39年法律第118号)に基づき設立された港湾貨物運送事業労働災害防止協会の活動を通じ、事業主が協力して労働安全衛生対策を講ずる等、港湾労働を取り巻く環境の変化に的確に対応した労働環境の整備に努める。

事業主団体は、事業主の講ずる措置について、必要な助言その他の援助を行う。

## (2) 能力の開発及び向上を促進するための方策

### イ 国が講ずる措置

#### (イ) 港湾荷役作業の革新化等に対応した教育訓練の拡充

港湾運送事業における荷役のうち、ガントリークレーン等を使用する革新荷役が占める割合が高水準で推移している等港湾荷役作業の革新化が6大港全体で進展していることに伴い、事業主の訓練ニーズも多様化していることから、当該ニーズに的確に対応した訓練内容の一層の充実・強化に努め、港湾労働者の高度な技術・技能の習得及び若手・中堅労働者への円滑な技能継承に対する支援を強化する。

#### (ロ) 港湾労働者に対する教育訓練の支援

港湾職業能力開発短期大学校を始めとする公共職業能力開発施設において、荷役機械の技術革新の進展等の港湾労働を取り巻く環境の変化によるニーズの変化に的確に対応した港湾運送業務に係る職業訓練の効率的な実施に努めるほか、講師の派遣や施設の提供等事業主が行う教育訓練を支援する。

また、各港湾いずれにおいても必要な港湾に関する知識又は技能に関する一般的な研修について、公共職業能力開発施設、港湾技能研修センター等と連携を図りつつ、個別の港湾におけるその実施機会の拡大に努める。

### ロ 港湾労働者雇用安定センターが講ずる措置

#### (イ) 港湾荷役作業の革新化等に対応した教育訓練の拡充

荷役機械の技術革新の進展等に伴う訓練ニーズの多様化に的確に対応するため、新たに神戸市に移転される港湾技能研修センターにおいて、訓練内容の一層の充実・強化を図り、港湾労働者の高度な技術・技能の習得及び若手・中堅労働者への円滑な技能継承に対する支援を強化する。

#### (ロ) 相談援助及び各種講習の実施等

港湾労働者に対する相談援助やニーズに対応した各種講習を実施するほか、認定職業訓練施設に対する補助金制度を活用すること等による運営基盤の強化並びに港湾労働者の能力の開発及び向上に対する事業主の自覚の高揚に努め、事業主に対して港湾技能研修センターの積極的利用を促す。

### ハ 事業主が講ずる措置

荷役機械の技術革新の進展等の港湾労働を取り巻く環境の変化に留意しつつ、その雇用する港湾労働者の職業生活の全期間を通じた段階的かつ体系的な教育訓練を行うよう配慮する。

## 5 港湾労働者派遣事業の適正な運営を確保するための方策に関する事項

### (1) 国が講ずる措置

#### イ 港湾労働者派遣制度の適正な運営を確保するための事業主に対する指導等の実施

港湾労働者派遣制度の適正な運営を確保し、港湾労働者の雇用の安定と港湾運送事業における効率的な経営・就労体制の確立との両立を図るため、事業主に対し、同制度の趣旨を徹底するとともに、労働者派遣契約の締結に際して、港湾労働者雇用安定センターのあっせんを受けることが適当であること、港湾労働者派遣事業は自己の営む港湾運送事業に付随して行うことが適当であること、港湾労働者派遣の役務を専ら特定の者に一方的に提供することを目的として活用すること及び労働者を専ら派遣就業に従事させることは適当ではないこと、労働者を港湾労働者派遣制度の対象としようとする場合にはあらかじめ本人の同意が必要であること、港湾労働者派遣の対象としようとする労働者が主として従事している業務についてのみ派遣が認められること、港湾労働者派遣の役務の提供を受ける者もまた当該派遣中の労働者について港湾労働法第 23 条の規定により適用する派遣法第 45 条に基づく労働安全衛生上の措置等を講ずる必要があること等についての必要な指導を行う。

また、港湾労働者派遣制度の実施状況の的確な把握に努め、港湾労働者からの申告に対する迅速な対応、現場パトロール及び立入検査の効果的な実施等を図る。

さらに、一般財団法人港湾労働安定協会と協力し、同制度の一層の周知に努めるとともに、その更なる活用促進に向けた方策について検討する。

#### ロ 港湾労働者雇用安定センターに対する指導及び助言の実施

港湾労働者派遣制度の適正な運営を確保するため、港湾労働者雇用安定センターが行う事業主支援業務及び雇用安定事業関係業務の実施について必要な指導及び助言を行う。

### (2) 港湾労働者雇用安定センターが講ずる措置

#### イ 事業主支援業務の適正な実施

港湾労働者派遣制度の適正な運営を確保するとともに、港湾労働者の雇用の安定と港湾運送事業における効率的な経営・就労体制の確立との両立を図るため、事業主及び事業主団体と密接な連携を図り、港湾労働者派遣契約の締結のあっせんを行うに際し、港湾労働者に従事させようとしている業務の具体的内容又は当該業務に従事するに際して必要な技能等に関する港湾派遣元事業主又は港湾労働者派遣の役務の提供を受ける者からのあっせん申込み内容をきめ細かに収集又は確認の上であっせん先に対して情報提供を行う等港湾労働者派遣制度に係る情報の迅速な収集及び提供をこれまで以上に積極的に行い、港湾派遣元事業主及び港湾労働者派遣の役務の提供を受ける者の双方の要請を満たせるよう、そのあっせん機能の充実及び強化を図る。

#### ロ 雇用安定事業関係業務の適正な実施

港湾労働者派遣制度の適正な運営を確保するとともに、港湾労働者の雇用の安定と港湾運送事業における効率的な経営・就労体制の確立との両立を図るため、派遣労働者に従事させようとする業務の内容等、港湾派遣元事業主及び港湾労働者派遣の役務の提供を受ける者からの労働者派遣契約の締結のあっせんに係る要請の内容をきめ細かに確認するとともに、派遣元責任者に対する研修を行うほか、事業主、港湾労働者その他の関係者に対して、港湾労働者派遣制度に関する相談その他の援助を行う。



(3) 事業主及び事業主団体が講ずる措置

イ 港湾労働者雇用安定センターへの協力

港湾労働者派遣制度の適正な運営を確保するとともに、港湾労働者の雇用の安定と港湾運送事業における効率的な経営・就労体制の確立との両立を図るため、港湾労働者の派遣の送り出し又は受入れを求める場合には、港湾労働者雇用安定センターに対して、港湾派遣労働者が従事予定の具体的な業務内容又は当該業務に従事するに際して港湾派遣労働者に必要とされる技能等事業所における港湾労働者の需給の状況に関するできる限り具体的かつ詳細な情報を積極的に提供するよう努めるとともに、港湾労働者雇用安定センターが行う労働者派遣契約のあっせんに協力するよう努める。

ロ 許可基準等の遵守

港湾労働者派遣制度は、港湾労働者の雇用の安定と港湾運送事業における効率的な経営・就労体制の確立との両立を図るための制度であることを理解し、港湾労働者派遣制度の許可基準とされている自己の営む港湾運送事業に付随した港湾労働者派遣事業の実施、適正な派遣料金、派遣就業の日数の上限等を遵守するとともに、一定の経験・資格を有する者のみを港湾労働者派遣制度の対象者とし、港湾労働法第 23 条の規定により適用する派遣法第 45 条に基づく労働安全衛生上の措置等を的確に実施する等、港湾労働者派遣制度を同制度の趣旨に沿って活用する。

ハ 事業主団体が講ずる措置

事業主が講ずるイ及びロの措置について、事業主に対する周知徹底、必要な助言その他の援助を行う。

